

障 害 福 祉 の し お り



佐倉市広報キャラクター



〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地

電話 043-484-4164 / 6137 / 4153

FAX 043-484-1742

メール shogaifukushi@city.sakura.lg.jp

障害者虐待防止センター 043-484-6173

佐倉市 福祉部 障害福祉課

障害福祉課
ホームページ



～ 障害福祉のしおりについて ～

このしおりは、おもに身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が利用できる制度やサービスについて紹介したものです。また、難病患者や高齢者のサービスについても一部掲載しています。紙面の都合上、掲載内容が限られていますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

＊ 制度改正、その他の変更により、今後掲載内容が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

～目 次～

	ページ
1. 障害程度別主要事業一覧……………	2
2. 障害者手帳……………	6
3. 障害者手帳をお持ちの方へ……………	9
4. 手当・年金……………	10
5. 医療……………	15
6. 税金……………	20
7. 料金減免等……………	25
8. 交通機関の割引……………	27
9. 自動車……………	31
10. 補装具……………	34
11. 日常生活用具……………	36
12. 住宅……………	51
13. 障害者総合支援法等によるサービス……………	52
14. 日常生活の援助等……………	57
15. スポーツ・レクリエーション……………	59
16. 視覚障害者対象のサービス……………	60
17. 聴覚障害者・音声言語機能障害者対象のサービス……………	62
18. 介護保険……………	63
19. 職業……………	64
20. 成年後見・権利擁護……………	66
21. 教育……………	67
22. 選挙……………	69
23. 結婚相談……………	69
24. 緊急・災害……………	70
25. ボランティア……………	72
26. 相談窓口……………	73
27. 福祉団体・関係機関……………	77
28. 関係機関FAX番号……………	80
別表 身体障害者等級表	

1 障害程度別主要事業一覧

制 度 障 害 区 分			手 当 ・ 年 金								医 療										
			20歳未満			20歳以上		その他		障害基礎年金	障害厚生年金	重度心身障害者児医療費助成	後期高齢者医療への切替	自立支援医療 更生医療・育成医療	自立支援医療 精神通院医療	精神障害者入院医療費助成	小児慢性特定疾患治療研究事業	指定難病医療費助成制度			
			特別児童扶養手当	障害児福祉手当	佐倉市中心身障害児福祉年金	特別障害者手当	ねたきり身体障害者等福祉手当	佐倉市難病者等見舞金	児童扶養手当												
掲 載 ペ ー ジ			10	10	10	11	11	12	12	13	13	15	15	16	17	18	19	19			
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚 障 害	1	●	●	●	△		指定難病受給者証等の交付を受けた者		別途認定基準あり 詳しくは保険年金課年金担当まで	別途認定基準あり 詳しくは年金事務所又は共済組合窓口まで	△	●	△							
		2	●	●	●	△						△	●	△							
		3	●		●									●	△						
		4			●									△							
		5 6												△							
	聴 覚 平 衡	2	●	●	●	△								△	●	△					
		3	●		●									●	△						
		4			●										△						
		5 6													△						
	音 声 言 語	3	●		●	△									●	△					
		4			●										●	△					
	肢 体 不 自 由	1	●	●	●	△	△								△	●	△				
		2	●	●	●	△	△								△	●	△				
		3	●		●										●	△					
		4	△		●										△	△					
		5 6														△					
	内 部 障 害	1	△	△	●	△									△	●	△				
		2	△	△	●	△									△	●	△				
		3	△		●											●	△				
		4			●												△				
療 育 手 帳	㊦	●	●	●	△	●					△	●									
	Aの1	●	△	●	△	●					△	●									
	Aの2	●		●		●					△	●									
	Bの1	●		●																	
	Bの2	△																			
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1	△	△		△						△	●			△	△					
	2	△	△									●			△	△					
	3	△												△	△						

※●印は概ね該当、△は一部(条件付)該当、空欄は非該当あるいは判断不可能という意味です。

ただし、●印が付いていても、年齢、所得、障害の状態により該当しないことがあります。

税 金							料金減免 等							交 通						制 度		
住民税・所得税の障害者控除	新マル優制度	自動車税の減免	軽自動車税の減免	相続税の控除	贈与税の非課税	事業税の納税義務免除	NHK 受信料		携帯電話料金の割引	官製はがきの無料配布	福祉定期預貯金	佐倉市自転車駐車場利用料の免除	佐倉ハ―モニ―ホール入場券割引	障害者郵便物の料金減免	J R・私鉄鉄道運賃の割引	バス運賃の割引	国内線航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	タクシー運賃の割引	障 害 区 分		
							全額免除	半額免除														
20	20	21	23	24	24	24	25	25	25	25	25	26	26	26	27	27	28	29	30	掲 載 ペ ー ジ		
●	●	●	●	●	●	△	△	△	●	●		●	●		●	●	●	●	●	1	視 覚 障 害	身 体 障 害 者 手 帳
●	●	●	●	●	●	△	△	△	●	●		●	●		●	●	●	●	●	2		
●	●	●	●	●		△	△	△	●			●	●		●	●	●	●	●	3		
●	●	△	△	●			△	△	●			●	●		●	●	●	△	●	4		
●	●			●			△	△	●			●	●		●	●	●	△	●	5 6		
●	●	●	●	●	●		△	△	●	●		●	●		●	●	●	●	●	2	聴 覚 平 衡	
●	●	●	●	●			△	△	●			●	●		●	●	●	△	●	3		
●	●			●			△	△	●			●	●		●	●	●	△	●	4		
●	●			●			△	△	●			●	●		●	●	●	△	●	5 6		
●	●	△	△	●			△		●			●	●		●	●	●	△	●	3	音 声 言 語	
●	●			●			△		●			●	●		●	●	●	△	●	4		
●	●	●	●	●	●		△	△	●	●		●	●		●	●	●	●	●	1	肢 体 不 自 由	
●	●	●	●	●	●		△	△	●	●		●	●		●	●	●	△	●	2		
●	●	△	△	●			△		●			●	●		●	●	●	△	●	3		
●	●	△	△	●			△		●			●	●		●	●	●	△	●	4		
●	●	△	△	●			△		●			●	●		●	●	●	△	●	5 6		
●	●	●	●	●	●		△	△	●	●		●	●		●	●	●	●	●	1	内 部 障 害	
●	●	●	●	●	●		△	△	●	●		●	●		●	●	●	●	●	2		
●	●	●	●	●			△		●			●	●		●	●	●	●	●	3		
●	●	△	△	●			△		●			●	●		●	●	●	△	●	4		
●	●	●	●	●	●		△	△	●	●		●	●		●	●	●	●	●	Ⓐ	療 育 手 帳	
●	●	●	●	●	●		△	△	●	●		●	●		●	●	●	●	●	Aの1		
●	●	△	△	●	●		△	△	●	●		●	●		●	●	●	●	●	Aの2		
●	●			●			△		●			●	●		●	●	●		●	Bの1		
●	●			●			△		●			●	●		●	●	●		●	Bの2		
●	●	△	△	●	●		△	△	●			●	●		●	△	●		△	1	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	
●	●			●			△		●			●	●		●	△	●		△	2		
●	●			●			△		●			●	●		●	△	●		△	3		

制 度			交通	自 動 車						補装具等		住宅		日常生活の援助等					
			福祉タクシー・福祉寝台車運賃助成	身体障害者自動車運転適性検査	身体障害者のための無料運転教習	自動車運転免許取得費助成	自動車改造費助成	福祉有償運送	駐車禁止規制除外標章	障害者等用駐車区画利用証	補装具	日常生活用具	身体障害者住宅改修	公営・UR都市機構住宅入居特別配慮	障害者総合支援法によるサービス	障害福祉サービス・地域生活支援事業	移動入浴サービス	オストメイト社会適応訓練	車いすの貸出
障 害 区 分																			
掲 載 ペ ー ジ			30	31	31	31	31	32	32	33	34	36	51	51	52	53	57	57	57
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚 障 害	1	●						●	●	△	△		●	△	△			
		2	●						●	●	△	△		●	△	△			
		3	●						●	●	△	△		●	△	△			
		4							△	●	△	△		●	△	△			
		5 6									△	△			△	△			
	聴 覚 平 衡	2	●	●	△	●			●	●	△	△		●	△	△			
		3		●	△	●			●	●	△	△		●	△	△			
		4		●	△	●				△	△	△		●	△	△			
		5 6		●	△					△	△	△			△	△			
	音 声 言 語	3		●	△	●					△	△		●	△	△			
		4		●	△	●					△	△		●	△	△			
	肢 体 不 自 由	1	●	●	△	●	●		●	●	△	△	●	●	△	△	△		
		2	●	●	△	●	●		△	●	△	△	●	●	△	△	△		
		3	△	●	△	●			△	△	△	△	●	●	△	△			
		4		●	△	●			△	△	△	△		●	△	△			
		5 6		●	△					△	△	△			△	△			
	内 部 障 害	1	●	●	△	●			●	●	△	△		●	△	△		△	
		2	●	●	△	●			●	●	△	△		●	△	△			
		3		●	△	●			●	●	△	△		●	△	△		△	
		4		●	△	●				●	△	△		●	△	△		△	
療 育 手 帳	Ⓐ	●	●					●	●		△		△	△	△				
	Aの1	●	●					●	●		△		△	△	△				
	Aの2	●	●					●	●		△		△	△	△				
	Bの1													△	△				
	Bの2													△	△				
精神障害者 保健福祉 手 帳	1	●						●	●				●	△	△				
	2												●	△	△				
	3													△	△				

※●印は概ね該当、△は一部(条件付)該当、空欄は非該当あるいは判断不可能という意味です。

ただし、●印が付いていても、年齢、所得、障害の状態により該当しないことがあります。

日常生活の援助等									職業			その他					制 度		
紙おむつ購入助成	はり・きゅう等利用助成	生活福祉資金貸付	視覚障害者生活訓練教室	点字・録音広報の発行	図書館視覚障害者等サービス事業	手話通訳者派遣	要約筆記者派遣	介護保険制度	職業安定所求職登録	障害者トライアル雇用	千葉障害者職業センター	成年後見制度	緊急通報登録	相談窓口	福祉団体・関係機関	障害者に関するマーク	障 害 区 分		
58	58	58	60	60	61	62	62	63	64	64	65	66	70	73	77	84	掲 載 ペ ー ジ		
△	●	●	●	●	●				△	△	△		●				1	視 覚 障 害	身 体 障 害 者 手 帳
△	●	●	●	●	●				△	△	△		●				2		
	●	●	●	△	●				△	△	△		●				3		
	●	●	●	△	●				△	△	△		●				4		
	●	●	●	△	●				△	△	△		●				5 6		
△	●	●			△	●	●		△	△	△		●				2	聴 覚 平 衡	
	●	●			△	●	●		△	△	△		●				3		
	●	●			△	●	●		△	△	△		●				4		
	●	●			△	●	●		△	△	△		●				5 6		
	●	●			△				△	△	△		●				3	音 声 言 語	
	●	●			△				△	△	△		●				4		
△	●	●			△				△	△	△		●				1	肢 体 不 自 由	
△	●	●			△				△	△	△		●				2		
	●	●			△				△	△	△		●				3		
	●	●			△				△	△	△		●				4		
	●	●			△				△	△	△		●				5 6		
△	●	●			△				△	△	△		●				1	内 部 障 害	
△	●	●			△				△	△	△		●				2		
	●	●			△				△	△	△		●				3		
	●	●			△				△	△	△		●				4		
△	●	●			△				△	△	△		●				㊦	療 育 手 帳	
△	●	●			△				△	△	△		●				Aの1		
△	●	●			△				△	△	△		●				Aの2		
	●	●			△				△	△	△		●				Bの1		
	●	●			△				△	△	△		●				Bの2		
		●			△				△	△	△		●				1	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	
		●			△				△	△	△		●				2		
		●			△				△	△	△		●				3		

2 障害者手帳

❖ 身体障害者手帳

身体障害のある方が各種サービスを利用するのに必要な手帳で、身体障害者福祉法施行規則別表に該当する障害がある方に交付される手帳です。

障害の状況に応じて1級から6級にわかれます。(巻末参照)

[身体障害者手帳交付申請に必要なもの]

新規の申請をする方 (身体障害者手帳をお持ちでない方)	・身体障害者手帳交付申請書 ・身体障害者手帳用診断書 ・本人の顔写真1枚 (縦4cm×横3cmのもの)
再交付申請する方 (身体障害者手帳をお持ちの方で障害の程度 変更や障害追加の申請をされる方)	・身体障害者手帳再交付申請書 ・身体障害者手帳用診断書 ・本人の顔写真1枚 (縦4cm×横3cmのもの)
紛失や破損による再交付申請の方	・身体障害者手帳再交付申請書 ・本人の顔写真1枚 (縦4cm×横3cmのもの)

*申請書、診断書用紙は障害福祉課にありますのでお問い合わせください

*身体障害者手帳用診断書は、身体障害者福祉法に基づく指定医による診断が必要です。

[診断書の種類]

- 視覚障害用
- 聴覚・平衡機能障害用
- 音声・言語・そしゃく機能障害用
- 肢体不自由用
- 心臓機能障害用(18歳以上・18歳未満)
- じん臓機能障害用
- 呼吸器機能障害用
- ぼうこう又は直腸機能障害用
- 小腸機能障害用
- 免疫機能障害用
- 脳原性運動機能障害用(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)
- 肝臓機能障害用

❖ 療育手帳

知的障害児・者が各種サービスを受けるために必要な手帳です。
障害の程度は下記のように区分されています。

【判定基準表】

種別	障害の程度		知能指数 (IQ)	状況
第1種	最重度	18歳未満	㊤	概ね IQ20以下 日常生活において、常時の介護を必要とする程度の状態にある者
		18歳以上	㊤の1	概ね IQ20以下 日常生活において、常時の介護を必要とする程度の状態にある者のうち、身辺処理全般において、常時の介護を要する程度の者
			㊤の2	概ね IQ20以下 日常生活において、常時の介護を必要とする程度の状態にある者で㊤の1以外の者
	重度		Aの1	概ね IQ21～35 日常生活において、常時の介護を必要とする程度の状態にある者
			Aの2	概ね IQ36～50 重複の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者
第2種	中度		Bの1	概ね IQ36～50
	軽度		Bの2	概ね IQ51～75

※1～10年ごとに障害の再判定が必要な場合があります。

※Aの2以上は、65歳で後期高齢者医療の受給資格を申請可能。

【申請に必要なもの】

- ☐ 療育手帳交付等申請書
 - ☐ 本人の顔写真1枚(縦4cm×横3cmのもの)
 - ☐ 所定の調査書(18歳以上の方)
- *詳しくは障害福祉課へお問合わせください

【判定機関】 18歳未満 → 千葉県印旛児童相談所

〒270-1331 印西市牧の原 6-2-3

電話 0476-94-7500 FAX 0476-46-8020

18歳以上 → 千葉県中央障害者相談センター

〒266-0005 千葉市緑区誉田町1-45-2

電話 291-6872 FAX 291-8488

【窓口】 障害福祉課

❖ 精神障害者保健福祉手帳

【対象】精神疾患(※)を有する者(精神保健福祉法第5条の精神障害者)のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方。

(※)精神疾患:統合失調症、気分(感情)障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神病(高次脳機能障害を含む)、発達障害等。療育手帳を取得している知的障害者が精神疾患を併せて有している場合も対象。

【内容】手帳の目的は、手帳の交付を受けた方に対し、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の自立と社会経済活動への参加の促進等を図ること。

【申請に必要なもの】(障害福祉課までお問い合わせください)

□ 障害者手帳交付申請書

□ 診断書(精神障害者保健福祉手帳用)(注)初診日から6か月を経過した日以降のもの。

※診断書で申請する場合は、診断書料の助成制度(上限5千円)があります。

※精神障害を事由とする障害年金を受給している方は、診断書に替えて、年金受給確認に係る「同意書」で申請可能。

□ 顔写真1枚(縦4cm×横3cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの) 等

※有効期限は2年のため、更新希望の方は2年ごとに更新手続が必要。

※氏名、住所及び障害等級の変更、再交付(紛失等)も申請が必要。

※診断書(精神障害者保健福祉手帳用)で、手帳と自立支援医療(精神通院)の両方の申請可能。

【障害等級】

障害等級	障害の状態
1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

※1級又は2級の手帳を取得している65歳～74歳の方は、後期高齢者医療制度の申請が可能。

【窓口】障害福祉課

3 障害者手帳をお持ちの方へ



佐倉市広報キャラクター しりあぶりねこ

以下の場合には届出等が必要です。
届出がない場合、各種サービスが円滑に受けられないことがありますので、ご注意ください。(届出先は障害福祉課)

※○印は障害福祉課へ届出が必要な場合

区 分		身体障害者手帳	療 育 手 帳	精神障害者 保健福祉手帳
居住地変更	市内住所変更	○	○	○
	市外へ転出	新住所を管轄する福祉事務所へ届出		
	佐倉市へ転入	○	○	○
氏 名 変 更		○	○	○
再交付 再認定 更新	障害の程度変更	○	○	○
	障害の追加	○		
	障害名の変更	○		
	手帳の紛失	○	○	○
	手帳の破損	○	○	○
	再認定(手帳に記載有)	○		
	再判定(手帳に記載有)		○	
	更新(有効期間は2年)			○
返 還	本人の死亡	○	○	○
	手帳の破損等により新しい手帳が交付されたとき	○	○	○
	障害が軽くなり障害者に該当しなくなったとき	○ (診断書が必要)	○ (再判定が必要)	○

4 手当・年金

20歳未満対象の手当 ※手当は、申請し、認定されなければ支給されませんのでご注意ください。

❖ 特別児童扶養手当（国の手当）

【対象者】 20歳未満の障害児の保護者

【障害程度】

- 特児1級 { ・身体障害者手帳(外部障害)概ね1・2級
・療育手帳④・A1・A2
・精神障害により日常生活において常に他人の介助・保護を必要とする状態
- 特児2級 { ・身体障害者手帳(外部障害)概ね3級と4級の一部
・療育手帳概ねB1
・精神障害により他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が極めて困難な状態
※内部障害や重篤な疾患により上記と同程度の障害がある場合、手当の対象となることがありますので、お問い合わせください。

【手当月額】 特児1級 58,450 円 特児2級 38,930 円(4・8・11月に支給)

【支給制限】 ・障害児が施設(障害児入所施設等)に入所しているとき
・所得制限額を超えているとき

❖ 障害児福祉手当（国の手当）

【対象者】 20歳未満重度障害児で下記に該当する方

【障害程度】 概ね下記のような重度の障害により常時介護を要する方

- ・身体障害者手帳概ね1級と2級の一部
- ・療育手帳④(おおむね知能指数20以下)
- ・重度知的・精神障害により日常生活の動作や行動が一人でほとんどできない状態

※認定基準の詳細については別に定めがありますので、ご相談ください。

【手当月額】 16,560 円(2・5・8・11月に支給)

【支給制限】 ・障害児が施設(障害児入所施設等)に入所しているとき
・障害を支給事由とする公的年金を受けているとき
・所得制限額を超えているとき

❖ 佐倉市心身障害児福祉年金（市の手当）

【対象者】 下記の手帳を所持する20歳未満の障害児の保護者（※定時支給日は年1回、12月中旬）

	障 害 程 度	手当月額
重 度	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A1・A2	8,000円
中 度	身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1	6,000円
施 設	施設入所している上記の障害児の場合	1,000円

【支給制限】 ・保護者が障害児の監護をしていないと認められる場合は支給されません

20歳以上対象の手当

※手当は、申請し、認定されなければ支給されませんのでご注意ください。

❖ 特別障害者手当（国の手当）

【対 象 者】 20歳以上の在宅重度障害者で下記に該当する方

【障害程度】 著しく重度の障害状態にあり常時特別の介護を必要とし、おおむね下記のような重複する障害のある方（障害年金1級程度の障害が重複する状態）で、特別障害者手当認定基準を満たす方

- ・重度（身障手帳1・2級程度）の障害を重複している状態
- ・重度身体障害と重度知的・精神障害を重複している状態
- ・重度の内部障害や重篤な疾患により長期にわたり絶対安静を要する状態
- ・重度の精神障害・知的障害により、日常生活の動作や行動が一人ではほとんどできない状態（療育手帳④の1は該当）

※認定基準の詳細については別に定めがありますので、ご相談ください。

【手当月額】 30,450 円（2・5・8・11月に支給）

【支給制限】 ・施設（特別養護老人ホーム等）に入所しているとき

・病院・診療所に3ヶ月を超えて入院しているとき

・所得制限額を超えているとき

※ねたきり身体障害者等福祉手当と併給はできません

❖ ねたきり身体障害者等福祉手当（県の手当）

【対 象 者】 20歳以上65歳未満の身体障害者手帳所持者で、日常生活動作において常時介護を要し、在宅において6ヶ月以上寝たきりの方

20歳以上の在宅重度知的障害者（重度とは、療育手帳①・②・A1・A2）

【手当月額】 8,650円（3, 9月に支給）

【支給制限】 ・施設（特別養護老人ホーム等）に入所しているとき

・病院・診療所に3ヶ月を超えて入院しているとき

・所得制限額を超えているとき

・介護保険制度による要介護・要支援の認定を受けたとき

※紙おむつ購入助成券との併給はできません

※特別障害者手当と併給はできません

その他

❖ 千葉県心身障害者扶養年金

この制度に加入すると、加入者(障害者の保護者)が死亡または重度障害になった場合、障害者に一定額の終身年金が支給されます。

〔加入者(保護者)の条件〕65歳未満で、健康状態に問題がない方

〔障害者の条件〕療育手帳所持者、身体障害者(1級～3級)、精神保健福祉手帳(1～2級)、

その他上記と同程度の障害があると認められる方

〔掛金〕加入者の加入時の年齢により異なります。加入1口あたり 9,300 円～23,300 円(月額)

〔年金額〕加入1口につき月額 20,000 円(2口まで加入可)

【窓 口】障害福祉課

❖ 佐倉市難病者等見舞金 (市の手当)

【対象者】千葉県から、以下の医療受給者証の交付を受けている方(またはその保護者)が、佐倉市へ申請することにより見舞金が支給されます。

- ・千葉県特定医療費(指定難病)受給者証
- ・千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証(兼登録者証)
- ・千葉県特定疾患医療受給者票

【月 額】市民税非課税または生活保護世帯:3,000円 市民税課税世帯:2,000円

【窓 口】障害福祉課

❖ 重度後遺障害者介護料

【受給者】自動車事故により脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持ち、移動食事、排泄などの日常生活動作について介護が必要な状態の方に支給されます。

詳しい支給要件については下記窓口へお問合わせください。

【窓 口】独立行政法人自動車事故対策機構千葉支所 電話 350-1730 FAX 350-1731

❖ 児童扶養手当 (国の手当)

【内 容】ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉を増進することを目的として支給される手当です。この手当の受給要件はいくつかありますが、障害に関するものとしては次のものがあります。(受給要件の詳細についてはこども家庭課へお問合わせください)

*父親または母親が障害年金の1級程度の障害を有し、常時介護を要する状態の場合、児童扶養手当の対象となる場合があります。

*児童扶養手当受給者の児童に一定基準以上の障害がある場合は、児童が20歳未満まで手当を受給できます。

【窓 口】こども家庭課

公的年金等

❖ 障害基礎年金

【対 象】日常生活に著しい制限を受ける程度の障害(国民年金法の1・2級)の状態にある方が、次のいずれかの要件に該当するときに請求できます。(障害者手帳の等級とは異なります)

※原則65歳以降(老齢基礎年金受給中)の方の申請はできません。

① 初診日(障害の原因となる傷病を初めて医師に診てもらった日)に国民年金に加入しており、保険料の納付要件を満たしている方が、初診日から1年6カ月経過後に法に定める障害の程度に該当した場合

※初診日が厚生年金や共済年金加入者に扶養されていた配偶者の申請先は年金事務所のみとなります。

② 初診日が20歳前で、20歳以降に法に定める障害の程度に該当した場合(本人の所得制限あり)

③ 初診日が60歳以上65歳未満の年金に加入していないときで、法に定める障害の程度に該当した場合

【金 額】1級 1,059,125円(年額)、2級 847,300円(年額)

【窓 口】保険年金課(年金担当)、年金事務所

❖ 障害厚生年金・共済年金

【対 象】初診日(障害の原因となる傷病を初めて医師に診てもらった日)に厚生年金や共済年金に加入しており、保険料の納付要件を満たしている方が、初診日から1年6カ月経過後に法に定める障害の程度に該当した場合

【金 額】被保険者の年金加入状況や障害の程度等によって異なります。

【窓 口】年金事務所(初診日が共済年金加入者は共済組合)

❖ 障害手当金(一時金)

【対 象】初診日(障害の原因となる傷病を初めて医師に診てもらった日)に厚生年金や共済年金に加入しており、保険料の納付要件を満たしている方が、初診日から5年以内に症状が固定し、障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽いが、障害等級表に定める障害の状態である場合

【金 額】被保険者の年金加入状況等によって異なります。なお一時金として支給されます。

【窓 口】年金事務所(初診日が共済年金加入者は共済組合)

❖ 特別障害給付金

【対 象】初診日(障害の原因となる傷病を初めて医師に診てもらった日)が国民年金の任意期間中に加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない65歳未満の方で、初診日が(1)か(2)に該当し、かつ、現在障害等級表に定める障害の状態である場合(本人の所得制限あり)

(1)平成3年3月以前に学生であった期間

(2)昭和61年3月以前に、厚生年金・共済年金の加入者の配偶者であった期間

【金 額】1級 58,650円(月額) 2級 46,920円(月額)

【窓 口】保険年金課、年金事務所

❖ 傷病手当金

【対象】健康保険の被保険者で、療養のため労務に就くことができない者

※国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者を除く

【内容】1日につき標準報酬日額の6割に相当する額を、1年6ヶ月を限度に支給

※障害基礎年金、障害厚生年金、障害手当金等との調整有

【窓口】対象者の加入している健康保険者(健康保険組合、健康保険協会等)

❖ 労働者災害補償保険

【内容】労働者が仕事の上で負傷したり、病気になったり、死亡した場合の保険で、労働基準法により使用者の義務とされている災害補償の支払いを肩代わりする制度です。

なお、通勤災害についても業務災害に準じて同様に取り扱われます。

療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金、障害補償給付、遺族補償給付、介護補償給付、労働福祉事業等があります。

【窓口】

千葉労働基準 監督署	労災保険申請受付・相談 管轄 … 千葉市、市原市、 四街道市	〒260-8506 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	電話 043-308-0673
東金労働基準 監督署	労災保険申請受付・相談 管轄 … 佐倉市、東金市、八 街市、山武郡、酒々井町	〒283-0005 東金市田間65	電話 0475-52-4358

◎年金についての問い合わせ窓口

●幕張年金事務所 千葉市花見川区幕張本郷1-4-20

月～金曜日(祝・祭日を除く) 8:30～17:15(週初の開所日～19:00)

第二土曜日 9:30～16:00 電話043-212-8621

●ねんさんサテライト成田 成田市花崎町828-11

月～金曜日(祝・祭日を除く) 8:30～17:15 電話0476-24-5715

●街角の年金相談センター千葉・ 千葉市中央区新田町4-22 サンライトビル1階

電話:043-241-1165

●街角の年金相談センター船橋 船橋市本町1-3-1 フェイスビル7階

電話:047-424-7091

※街角の年金相談センター

月～金曜日(祝・祭日を除く) 8:30～17:15(週初の開所日～19:00)

第二土曜日 9:30～16:00

●ねんきんダイヤル

0570-05-1165(一般的な年金相談に関すること)

0570-058-555(ねんきん定期便、ねんきんネットに関すること)

●年金相談

<ミレニアムセンター3F相談室1>第4水曜日(祝・祭日を除く)13:30～16:30

※年金定期便や振込通知書等を持参のこと(実施主体 保険年金課 電話 484-6126)

5 医療

❖ 重度心身障害者・児医療費助成

【対象】 身体障害者手帳1・2級所持者 / 療育手帳㊸・㊸1・㊸2・A1・A2所持者

精神障害者保健福祉手帳1級所持者 / 身体障害者手帳3級かつ療育手帳 B1所持者

※65歳までに上記の状態に該当する手帳を交付された方が対象です。

【内容】 健康保険適用医療費(保険診療、保険調剤)の自己負担額を助成します。ただし、加入健康保険制度による給付が優先するため、健康保険制度に規定する高額療養費や、医療保険から付加給付金等の支給がある医療費については、その支給相当額を除いた額を助成します。

＊助成対象は上記対象となる手帳が交付された日の診療分からになります。

＊受給対象者の世帯(同一の健康保険に加入している方)の市民税所得割額の合計が23万5千円以上の方については、原則支給停止となります。

【対象外】 健康保険の適用とならない費用、介護保険制度利用による自己負担金、入院時の食事療養費など

【自己負担】 同一世帯の中に市民税所得割額が課税されている方がいる場合、通院1回、入院1日につき300円の自己負担がかかります。保険調剤は無料です。

【手続き】 申請に基づき、県内の医療機関で利用できる受給券を発行します。受給券を「マイナ保険証」または「資格確認書」と一緒に医療機関等の窓口へ提示してください。受給券に自己負担金の記載がある場合には窓口でその額をお支払いください。なお、県外の医療機関等を受診する場合等、受給券を使用できなかった時は、領収書を障害福祉課の窓口へ提出し、後日払い戻しを受ける手続きが必要です。

＊本制度の医療費助成に提出する領収書については、患者氏名、診療日、保険総点数(または保険医療費総額)、保険診療にかかる自己負担額、医療機関名が記載されているものを使用してください。

【喪失】 下記の場合、重度心身障害者医療費受給資格喪失届による届出と受給券の返納が必要となります。

①市外へ転出した場合 ②受給者が死亡した場合 ③生活保護を受給した場合

④等級変更により、重度心身障害者の該当等級ではなくなった場合

⑤重度心身障害者の該当となる手帳に再認定年月が設定されていて、所定の更新手続きが行われなかった場合

※受給資格が無い方が本制度による医療費助成を受けた場合、後日、市より返還請求をさせていただきます。

【窓口】 障害福祉課

❖ 後期高齢者医療への切替

【対象】 65歳以上の身体障害者手帳1～3級及び4級の一部

65歳以上の療育手帳㊤1・㊤2・A1・A2所持者

65歳以上の精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者

【内容】 満65歳以上で一定以上の障害をお持ちの方は、申請により後期高齢者医療の適用を受けることができます。詳しくは、健康保険課へお問い合わせください。

【窓口】 保険年金課

❖ 特定疾病療養受療証

【対象者】 ・人工透析を行う必要のある慢性腎不全患者 ・血友病患者

・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群患者（HIV感染を含み、厚生大臣の定める者に限る）

【内 容】 対象疾病の保険適用医療費の自己負担限度額が1ヶ月に1万円となる

（70歳未満の方で一定以上の所得世帯は2万円）

【窓 口】 加入している健康保険窓口（健康保険組合窓口、健康保険協会等）

国民健康保険加入者および後期高齢者医療の受給資格者は保険年金課窓口

自立支援医療

❖ 自立支援医療(更生医療)

【対象】18歳以上の身体障害者手帳所持者

【内容】指定医療機関において、身体障害者手帳で認定を受けている障害(※)について、障害の除去・軽減する手術等に係る医療費の自己負担額を軽減(原則1割、1月当たりの負担上限額あり)する制度

(※)対象となる障害

障害区分		医療例
視覚障害		角膜移植術、水晶体摘出術、網膜剥離術等
聴覚障害		人工内耳埋込術、鼓室形成術等
音声、言語、そしゃく機能障害		顎口蓋形成術等
肢体不自由		人工関節置換術、関節形成術、断端形成術等
内部障害	心臓機能障害	人工弁置換術、冠動脈バイパス術、ペースメーカー埋込術等
	じん臓機能障害	人工透析療法、腎移植術、移植後の抗免疫療法等
	小腸機能障害	中心静脈栄養法等
	肝臓機能障害	肝臓移植術、移植後の抗免疫療法等
免疫機能障害		抗HIV療法等

○申請に必要なもの <お願い> 対象者の確認のため、申請前に障害福祉課へお問い合わせください。

- ・自立支援医療受給者証(更生)支給認定申請書(新規・再認定・変更)
- ・自立支援医療要否意見書(指定医療機関が作成)又は申述書
- ・「マイナ保険証」または「資格確認書」等
- ・同意書(課税台帳確認) 等

【窓口】障害福祉課

❖ 自立支援医療(育成医療)

【対象】18歳未満の身体障害児(手帳不要)

【内容】指定医療機関において、身体障害(※)の除去・軽減する手術等に係る医療費の自己負担額を軽減(原則1割、1月当たりの負担上限額あり)する制度

(※)対象となる障害:視覚障害、聴覚障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能障害)、先天性の内臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

○申請に必要なもの <お願い> 対象者の確認のため、申請前に障害福祉課へお問い合わせください。

- ・自立支援医療受給者証(育成)支給認定申請書(新規・再認定・変更)
- ・自立支援医療要否意見書(指定医療機関が作成)又は申述書
- ・「マイナ保険証」または「資格確認書」等
- ・同意書(課税台帳確認) 等

【窓口】障害福祉課

❖ 自立支援医療(精神通院医療)

【対象】精神疾患(※)を有する者(精神保健福祉法第5条の精神障害者)のうち、精神障害のために通院による精神医療を継続的に要する病状にある方。

(※)精神疾患:統合失調症、気分(感情)障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神病(高次脳機能障害を含む)、発達障害等

【内容】指定医療機関において、通院による精神医療に係る医療費の自己負担額を軽減(原則1割、1月当たりの負担上限額あり)する制度(入院医療費は対象外)。

○申請に必要なもの(障害福祉課までお問い合わせください)

- ・自立支援医療支給認定申請書(精神通院)
- ・診断書(精神通院医療用)
- ・同意書(課税台帳確認)
- ・「マイナ保険証」または「資格確認書」等

※有効期限は1年のため、更新希望の方は1年ごとに更新手続きが必要

※氏名、住所及び健康保険の変更、再交付(紛失等)も申請が必要

※診断書(精神障害者保健福祉手帳用)で、手帳と自立支援医療(精神通院)の両方の申請可能

【窓口】障害福祉課

(参考)自立支援医療の自己負担額

自立支援医療の患者負担の基本的な枠組み

- ① 患者の負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担上限額を設定。(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)
- ② 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。

【自己負担上限月額】

所得区分(医療保険の世帯単位)		更生医療・ 精神通院医療	育成医療	重度かつ継続
一定所得以上	市町村民税所得割 235,000円以上(年収約833万円以上)	対象外	対象外	20,000円
中間所得2	市町村民税所得割 33,000円以上235,000円未満(年収:約400~833万円未満)	総医療費の1割 又は高額療養費 (医療保険)の 自己負担限度額	10,000円	10,000円
中間所得1	市町村民税所得割 33,000円未満(年収約290~400万円未満)		5,000円	5,000円
低所得2	市町村民税非課税(低所得1を除く)		5,000円	
低所得1	市町村民税非課税(本人又は障害児の保護者の年収82.65万円以下)		2,500円	
生活保護	生活保護世帯		0円	

* 年収については、夫婦+障害者である子の3人世帯の粗い試算

【月額医療費の負担イメージ】 * 医療保険加入者(生活保護世帯を除く)

医療保険(7割)	自立支援医療費 (月額医療費-医療保険-患者負担)	患者負担 (1割又は負担上限額)
----------	------------------------------	---------------------

「重度かつ継続」の範囲

- 疾病、症状等から対象となる者
 - 【更生・育成】腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者
 - 【精神通院】 ① 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者
 - ② 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 【更生・育成・精神通院】 医療保険の多数回該当の者

負担上限月額の経過的特例措置 ※上記の本枠部分

育成医療の中間所得1、2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、令和9年3月31日までの経過的特例措置

【出典】厚生労働省 HP

❖ 精神障害者入院医療費助成

【対象】精神疾患(※)を有する者(精神保健福祉法第5条の精神障害者)のうち、精神障害のために入院による精神医療を継続して1か月以上要する病状にある方又はその保護者(本人及び保護者が市内に1年以上住民登録があること、市民税所得割額が10万円未満であること、佐倉市重度心身障害者医療費助成の対象者でないこと、生活保護を受けていないこと等の要件あり)。

(※)精神疾患:統合失調症、気分(感情)障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神病(高次脳機能障害を含む)、発達障害等

【内容】入院による精神医療に係る医療費(入院した月の翌月分以降)の自己負担額の2分の1を助成する制度
○申請に必要なもの(障害福祉課までお問い合わせください)

<お願い> 受給資格の確認のため、申請前に障害福祉課へお問い合わせください。

- ・佐倉市精神障害者入院医療費助成申請書
 - ・医療費の領収書
 - ・本人の「マイナ保険証」または「資格確認書」等 健康保険の資格情報を確認できるもの(限度額適用認定情報含)
- ※窓口でのご申請の場合はマイナンバーカード及び数字4桁の暗証番号が必要です。
- ・世帯調書

【窓口】障害福祉課

❖ 未熟児養育医療

【対象】出生時体重2,000g以下の未熟児、生活力が特に弱く異常な症状がある乳児

【内容】養育に必要な医療を給付 *指定医療機関有 *世帯の所得税額により医療費一部自己負担有

【窓口】母子保健課

❖ 結核児童療育医療

【対象】結核のため教育を受けながら入院療養中の18歳未満の児童

【内容】医療の給付及び日用品・学用品の公費負担

※指定医療機関有 ※世帯の所得税額により医療費一部自己負担有

【窓口】印旛健康福祉センター(印旛保健所)佐倉市鎭木仲田町8-1 電話483-1135

❖ 進行性筋萎縮症者・児療養等の給付

【対象】身体障害者手帳の交付を受け、療養介護給付の支給決定を受けている18歳以上の進行性筋萎縮症患者で、その治療に特に長期間を要する者

18歳未満の児童は、進行性筋萎縮症児であって児童相談所が措置したもの

【内容】進行性筋萎縮症者・児に対し、指定された療養等の担当機関で入所または通所により必要な治療、訓練及び生活指導を行う。

※前年の課税状況に応じた負担額有

【窓口】18歳以上 → 障害福祉課 18歳未満 → 千葉県印旛児童相談所

❖ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

【対象】18歳未満(一部20歳未満)の認定患者

【対象疾患群】(各疾患ごとに対象基準が別途定められています)

- ① 悪性新生物 ② 慢性腎疾患 ③ 慢性呼吸器疾患 ④ 慢性心疾患 ⑤ 内分泌疾患 ⑥ 膠原病
⑦ 糖尿病 ⑧ 先天性代謝異常 ⑨ 血液疾患 ⑩ 免疫疾患 ⑪ 神経・筋疾患 ⑫ 慢性消化器疾患
⑬ 染色体又は遺伝子に変化を伴う疾患群 ⑭ 皮膚疾患群 ⑮ 骨系統疾患 ⑯ 脈絡系疾患

【内容】対象疾患にかかる治療で、保険診療のものが公費負担の対象

＊市民税の課税状況等により医療費一部負担有 ＊指定医療機関有

＊その他小児慢性特定疾病認定児に対する日常生活用具給付事業があります

【申請窓口】千葉県難病助成事務センター 電話043-307-1765

【療養相談窓口】千葉県印旛保健所(健康福祉センター)地域保健課 電話043-483-1135

(印旛保健所 HP)



❖ 指定難病医療費助成制度

【対象】指定難病医療費助成制度対象疾患患者

【内容】指定難病にかかる治療で、保険診療であるものが公費負担の対象となります。

指定難病と診断されたら千葉県難病助成事務センターへ申請してください。審査の結果認定患者へは受給者証が交付されます。

＊市民税の課税状況等により医療費一部負担有

＊指定医療機関有

＊指定難病の種類は千葉県難病助成事務センターにお問い合わせください。

【申請窓口】千葉県難病助成事務センター 電話043-307-1765

【療養相談窓口】千葉県印旛保健所(健康福祉センター)地域保健課 電話043-483-1135

(印旛保健所 HP)



❖ 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業

【対象】指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業対象疾患の患者

【内容】上記疾患の治療のために在宅で人工呼吸器を使用しており、医師が診療報酬で定められた回数を超える訪問看護が必要と認めた方は、訪問看護に関する費用が助成されることがあります。

【窓口】印旛保健所(印旛健康福祉センター) 佐倉市鎗木仲田町8-1 電話043-483-1135

6 税金

❖ 障害者控除

【普通障害者控除】

身体障害者手帳3～6級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2・3級

【特別障害者控除】

身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊸・㊹1・㊹2・A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級

※長期療養を必要とする者についても普通・特別障害者控除の対象になることがありますので、税務署へご相談ください。

【控除額】

区 分			控 除 額	
			所得税	住民税
本 人	普通障害者		27万円	26万円
	特別障害者		40万円	30万円
控除対象親 族又は控除 対象配偶者	普通障害者		27万円	26万円
	特別障害者	別居	40万円	30万円
		同居	75万円	53万円

【窓口】 市民税 → 市民税課 所得税 → 税務署(佐倉市の管轄は成田税務署 電話 0476-28-5151)

※身体障害者手帳等をお持ちでない方でも、介護保険の審査で要介護1から要介護5までに認定された65歳以上の方で、介護保険の審査で使用している障害高齢者の日常生活自立度のランクA以上と認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ以上に該当する方が対象となり、障害者控除等対象者認定書(以下認定書という。)の発行を介護保険課で受けることができます。

この認定書を添付すると本人またはその扶養者が、所得税や市県民税の申告を行う時に、障害者控除又は特別障害者控除を受けることができます。詳しくは介護保険課へお問い合わせください。

❖ 新マル優制度(少額預金・少額郵便貯金・少額公債等の利子所得非課税制度)

【対象者】 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、戦傷病者手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者
障害年金受給者、遺族年金受給者、寡婦年金受給者、児童扶養手当受給者等

【内容】 元本合計額350万円までの預貯金等の利子が非課税

※詳しい対象者、制度内容、手続きについては直接金融機関へお問い合わせください。

【窓口】 金融機関、郵便局窓口へお問い合わせください。

❖ 小規模企業共済等掛金控除

【対象】 千葉県心身障害者扶養年金加入者

【内容】 掛金が所得税、住民税の申告の際、控除対象となります

※千葉県より発行される心身障害者扶養共済制度掛金払込証明書の添付が必要

【窓口】 市民税 → 市民税課 所得税 → 税務署(佐倉市の管轄は成田税務署 電話 0476-28-5151)

❖ 自動車税の減免（県税分）

【自動車税の対象となる障害者等の範囲】

●身体障害者手帳所持者(障害部位ごとの等級で判断します)

障 害 の 区 分	身体障害者手帳の級別	障 害 の 区 分	身体障害者手帳の級別
視覚障害	1～3級、4級の1 ※4級の1は視力障害で、 4級の2は視野狭窄	心臓機能障害	1・3・4級
		じん臓機能障害	1・3・4級
聴覚障害	2・3級	呼吸器機能障害	1・3・4級
平衡機能障害	3級	ぼうこう機能障害	1・3・4級
音声・言語機能障害	3級(喉頭摘出に係るもの に限る)	直腸機能障害	1・3・4級
上肢障害	1・2級	小腸機能障害	1・3・4級
下肢障害	1～6級	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1～3級
体幹障害	1～3級、5級	肝臓機能障害	1～4級
		運動機能障害(乳幼児)	上肢機能 1・2級 下肢機能 1～6級

●療育手帳所持者

・等級が㉠・㉡の1・㉢の2・Aの1の者

・Aの2で音声もしくは言語又は上肢の機能障害があり、身体障害者手帳に3級と記載されている方

●精神障害者保健福祉手帳所持者(1級)

【減免対象車両の所有者および運転者の条件】

- (1)障害者本人の所有する自動車で当該障害者本人または同居家族が運転する場合
- (2)障害者の同居家族が障害者のために自動車を所有し、障害者本人が運転する場合
- (3)障害者の同居家族が障害者のために自動車を所有し、同居家族が運転する場合
- (4)単身で生活をする障害者または障害者のみで構成される世帯の障害者が所有する自動車、別居の常時介護者が運転する場合
- (5)障害者が施設に入所していて、一時帰宅時に別居家族が運転する場合
- (6)障害者本人の世帯に運転できる(免許を持っている)家族がおらず、別居の家族が障害者名義の車を運転する場合(別居家族も別途自分名義の車を所有していること、民生委員の証明が必要)

※(5)と(6)については、さらに諸要件がありますので直接県税事務所へお問い合わせください。

※ いずれの場合も身体障害者等一人につき一台の自動車に限られ、法人名義の自動車を除く。

【申請手続】＊障害者、車の所有者および運転者の関係によって申請の際に用意するものが異なります。

県税事務所(自動車税事務所)へ減免申請する際に必要なもの

	自動車所有者	自動車の運転者	要 件 等	申請に必要なもの
1	手帳所持者本人	手帳所持者本人		① ② ③ ④ ⑧
2	手帳所持者本人 又は同居の家族 等	手帳所持者本人又 は同居の家族等	手帳所持者と生計を一に し手帳所持者の移動のた めに使用する自動車であ ること	① ② ③ ④ ⑤ ⑧ (⑤の代わりに⑥でも 可)
3	手帳所持者本人	常時介護者	身体障害者のみで構成さ れる世帯であること	① ② ③ ④ ⑦ ⑧

① 身体障害者手帳等……申請には原本が必要です。

② 自動車検査証記録事項が記載された書類……住所または使用の本拠の位置が住民票と同じであること。

③ 運転者の免許証(写し)…記載の住所が住民票と同じであること。裏面に記載がある場合は裏面も

④ 印鑑……納税義務者のもの。認め印可。

⑤ 自動車税等に係る生計同一証明書・身体手帳・療育手帳の方→障害福祉課で交付します＊

精神保健福祉手帳1級の方→印旛健康福祉センターで交付します

⑥ 使用目的を証する書類…通院証明書、通勤・通学証明書(車使用の旨の記載のあるもの)

(医療機関、通勤・通学先の発行したもの)

⑦ 自動車税等に係る常時介護証明書・身体手帳・療育手帳の方→障害福祉課で交付します。

精神保健福祉手帳1級の方→印旛健康福祉センターで交付します。

⑧ 申請時に既に減免されている車がある場合には、当該自動車の移転又は抹消後の自動車検査証(写し)

＊ 生計同一証明書・常時介護証明書の交付を、障害福祉課へ申請する場合は、下記のものをご用意ください。

●障害者手帳、●印鑑(車所有者または運転者のもの)、●減免を受ける車の車検証、●運転者の免許証(写しでも可)、●前に減免されている車がある場合には、その車のナンバーのわかるもの、●申請の際は車の利用状況を記入していただきますので、目的地等を確認しておいてください

【申請期限】

〔1〕自動車税

① 納税通知書の納期限(4月1日以前から、申請する自動車を所有していた場合に限りです)

② 障害者手帳等の新規交付日(等級変更され新たに減免対象となった日を含む)から1か月

③ 障害者手帳等の受領日から1月以内

④ 申請する自動車の新規登録の日から1月以内

⑤ すでに減免を受けている(受けていた)自動車の抹消登録の日から1月以内

※期限を過ぎて申請があった場合は、申請のあった日の属する年度の翌年度から減免されます。

※申請する自動車が4月1日以降に名義変更された自動車の場合、上記の期限にかかわらず翌年度からの減免になります。(申請期限は翌年度の納税通知書の納期限です)

〔2〕環境性能割 …自動車の登録の日から1月以内(期限を過ぎると減免できません)

普通自動車税・環境性能割の手続き方法等についての詳細は、直接県税事務所へお問い合わせください。

【窓口】佐倉県税事務所 佐倉市錦木仲田町8-1 電話 483-1403

※県内の各自動車税事務所でも手続き可能

❖ 軽自動車税の減免

【課税免除・減免対象車】

- (1) 障害者本人が所有する軽自動車等で障害者本人もしくは生計を一にする方が運転する場合
- (2) 障害者と生計を一にする方が障害者のために軽自動車を所有し、障害者本人もしくは生計を一にする方が運転する場合
- (3) 単身で生活する障害者または障害者のみで構成される世帯の障害者が所有する軽自動車、もつぱら当該身体障害者等を常時介護する方が運転する場合

※一人の身体障害者等について1台。(月割課税分を含め、普通自動車で同年度に減免を受けている場合不可)

【減免対象となる障害条件】

減免申請する年度の4月1日時点で下記手帳を交付されている方が対象です。(4月2日以降に交付された場合は、翌年度から申請可能です。)

●身体障害者手帳(障害部位ごとの等級で判断します)

障 害 の 区 分	身体障害者手帳の級別	障 害 の 区 分	身体障害者手帳の級別
視覚障害	1～3級、4級の1 ※4級の1は視力障害で、 4級の2は視野狭窄	心臓機能障害	1・3・4級
		じん臓機能障害	1・3・4級
聴覚障害	2・3級	呼吸器機能障害	1・3・4級
平衡機能障害	3級	ぼうこう機能障害	1・3・4級
音声・言語機能障害	3級(喉頭摘出に係るものに 限る)	直腸機能障害	1・3・4級
上肢障害	1・2級	小腸機能障害	1・3・4級
下肢障害	1～6級	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1～3級
体幹障害	1～3級、5級	肝臓機能障害	1～4級
		運動機能障害(乳幼児)	上肢機能 1・2級 下肢機能 1～6級

●療育手帳

- ・等級が㉔・㉕の1・㉖の2・Aの1の者
- ・Aの2で音声もしくは言語又は上肢の機能障害があり、身体障害者手帳に3級と記載されている方

●精神障害者保健福祉手帳

- ・1級

【提出書類】 ※毎年度申請が必要。減免申請年度の4月1日時点で上記手帳を交付されている方が対象

- ①軽自動車税減免申請書(市民税課に有)
- ②身体障害者手帳等(提示)
- ③印鑑
- ④運転者の運転免許証(写)
- ⑤対象年度の軽自動車税納税通知書
- ⑥一時帰宅証明願※【課税免除・減免対象者】の(2)の場合
(身体障害者等が施設に入所していて、住民票を施設に移している場合のみ必要)
- ⑦常時介護証明書※【課税免除・減免対象者】の(3)の場合
(障害者のみで構成される世帯の本人と、運転者が別居している場合のみ必要)

⇒障害福祉課で交付します。障害福祉課へお問い合わせください。ただし、精神保健福祉手帳1級の方は印旛健康福祉センターで交付。

【提出期間】 軽自動車税の納税通知書発送日から納期限まで(5月中旬～5月31日)

【窓口】 市民税課

❖ 相続税の控除

【対象】相続によって財産を取得した法定相続人の障害者(85歳未満)

障害程度・年齢に応じて下記の控除が受けられます。

【内容】特別障害者 → 20万円 × (85歳 - 相続時年齢) (平成 26 年 12 月 31 日以前の相続は 12 万円)

普通障害者 → 10万円 × (85歳 - 相続時年齢) (平成 26 年 12 月 31 日以前の相続は 6 万円)

【窓口】被相続人の所轄税務署(佐倉市の管轄は成田税務署 電話0476-28-5151)

❖ 贈与税の非課税

【対象】贈与によって財産を取得した特別障害者

【内容】特別障害者を受益者として財産が信託されたとき、その信託受益権の価格のうち6,000万円までは贈与税が非課税

【手続】信託会社を通じて、障害者非課税信託申告書を税務署へ提出

【窓口】信託会社または税務署(佐倉市の管轄は成田税務署 電話0476-28-5151)

❖ 事業税の納税義務免除

【対象】両眼の視力を喪失した者又は両眼の視力が0.06以下の者

【内容】あんま、はり、きゅう、その他の医業に類する事業によって得た所得に対して、事業税が非課税

【窓口】佐倉県税事務所 電話 483-1115

❖ 医療費控除

次の場合も医療費控除の対象になります。

医 療 費 等	対 象 者	手 続 方 法
おむつ代	概ね6ヶ月以上ねたきりの者	医師によるおむつ証明書(下記窓口及び介護保険課に所定の用紙有)と領収書を確定申告書に添付
ストーマ用装具	ストーマ用装具使用者	医師によるストーマ装具使用証明書(国税庁のホームページに所定の用紙有)と領収書を確定申告書に添付
在宅介護費	ねたきり状態にあり、医師の診療により在宅介護サービス(食事、排泄、更衣、入浴等)を受けている者	医師の診療費領収書、介護サービス提供者の資格証明書、費用証明書を確定申告書に添付

※健康保険者などから給付を受ける高額療養費や重度医療助成等、医療費自己負担を補う目的で支払われた部分(補てん金)については医療費控除の対象となりません。

【窓口】住民税 → 市民税課

所得税 → 税務署(佐倉市の管轄は成田税務署 電話0476-28-5151)

7 料金減免等

❖ NHK放送受信料の減免

- 【内容】 全額免除 … 身体・知的・精神障害者を含む住民票の世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合
半額免除 … 視覚・聴覚障害者及び重度の障害者(身体障害者【1・2 級】・知的障害者【A 以上】・精神障害者【1級】・戦傷病者)が世帯主かつ放送受信料契約者の場合
※上記条件に該当する年度のみ免除対象になります。毎年課税状況の調査があります。
※一度免除対象から外れた場合は、再度申請が必要となります。

【窓口】 障害福祉課

❖ 携帯電話料金の割引

- 【内容】 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者に対して本人名義の携帯電話基本使用料などの割引制度があります。
【窓口】 各携帯電話会社窓口へお問い合わせください

❖ NTTふれあい案内

- 【対象】 ①身体障害者手帳を所持する視覚障害者
②身体障害者手帳1・2級の肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期の非進行性の脳病変による機能障害)の者
③療育手帳所持者
④精神保健福祉手帳所持者
【内容】 番号案内が無料になります(事前に申し込み、電話番号の登録と暗証番号の取得が必要です)
【窓口】 電話0120-104-174(NTT ふれあい案内お問い合わせ)

❖ 官製はがきの無料配布(青い鳥はがき)

- 【対象】 身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳④・A1・A2所持者
【内容】 青い鳥はがき(くぼみ入り官製はがき)を20枚配布
【手続】 毎年4～5月に、最寄りの郵便局へ対象の障害者手帳と印鑑を持参の上申し込みしてください。
【窓口】 郵便局

❖ ニュー福祉定期預貯金

- 【主な対象】 障害年金受給者、遺族年金受給者、寡婦年金受給者、特別障害者手当受給者、障害児福祉手当受給者、経過福祉手当受給者、特別児童扶養手当受給者、児童扶養手当受給者、被爆者の手当受給者
【内容】 利率の特例を受けた1年定期預貯金(限度額、取扱期間等の制限があります)
【窓口】 郵便局、各金融機関(※金融機関によって取り扱っていない場合があります。)

❖ 佐倉市営自転車及び原動機付自転車(125CC 以下)駐車場利用料の免除

【対象】 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者

【手続】 自転車及び原動機付自転車駐車場の利用申込の際、身体障害者手帳の写しを提出

※一時利用は免除になりません。

【窓口】 各市営駐車場管理小屋へお問合わせください

❖ 佐倉ハーモニーホール(佐倉市民音楽ホール)主催コンサート入場券割引

【対象】 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者

【内容】 佐倉ハーモニーホール主催公演等で上記の手帳所持者の入場券割引があります。

入場券をお求めの際に手帳を提示してください。

割引対象公演については佐倉ハーモニーホールへお問合わせください。

【窓口】 佐倉ハーモニーホール 電話 461-6221 FAX 461-1311

❖ 佐倉市立美術館の観覧料

【対象】 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者

【内容】 上記の手帳所持者とその介助者1名まで観覧料が無料となります。

【窓口】 佐倉市立美術館 電話 485-7851 FAX 485-9892

❖ 武家屋敷・旧堀田邸・佐倉順天堂記念館の入館料無料

【対象】 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者

【内容】 上記の手帳所持者とその介助者1名まで入館料が無料となります。

【窓口】 文化課 電話 484-6192 FAX 486-9401

❖ 郵便料金の割引

内容	割引率	備考
●点字郵便物(点字のみを掲げたもの) ●点字用紙および盲人用録音郵便物*	無料	*点字用紙および盲人用録音物を内容とする郵便物は盲人施設の発受するものに限る
障害者団体が発行する定期刊行物に対する低料第三種郵便物の認可条件の特例	① 月3回以上発行の新聞50gまで8円 ② その他50gまで15円	一回の発行部数が500部以上のもの
●盲人用点字小包郵便物 ●心身障害者用書籍小包郵便物* ●聴覚障害者用小包郵便物*	半額	*心身障害者用書籍小包は図書館の発受するものに限る *聴覚障害者用小包は指定施設の発受するものに限る

8 交通機関の割引

運賃の割引については、障害者手帳の旅客運賃割引の種別をご確認ください。

第1種	身体障害者	身体障害者手帳障害程度等級表(巻末)参照
	知的障害者	療育手帳 A の方
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級の方
第2種	身体障害者	身体障害者手帳障害程度等級表(巻末)参照
	知的障害者	療育手帳 B の方
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳2・3級の方

❖ 鉄道等運賃の割引

京成電鉄

○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 共通

種別	乗車形態	距離制限	割引適用乗車券	割引率
第1種	本人のみ	距離制限なし	普通乗車券(きっぷ、ICカード)	5割
	本人+介護者(1名)		回数乗車券 定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	
第2種	本人のみ	距離制限なし	普通乗車券(きっぷ、ICカード)	5割
	本人+介護者(1名)		回数乗車券 定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	

- ・ 第1種(小児以外)の場合に限り、障害者割引を適用した IC 運賃を自動精算できる「障がい者用 Suica・障がい者用 PASMO」が販売されています。

JR東日本

○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 共通

種別	乗車形態	距離制限	割引適用乗車券	割引率
第1種	本人のみ	片道100キロを超える場合	普通乗車券	5割
	本人+介護者(1名)	距離制限なし	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、 定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	
第2種	本人のみ	片道100キロを超える場合	普通乗車券	5割
	12歳未満の障害児 +介護者(1名)	距離制限なし	定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	

- ・ 第1種(小児以外)の場合に限り、障害者割引を適用した IC 運賃を自動精算できる「障がい者用 Suica」が販売されています。

JR ジパング倶楽部特別会員

対象者	身体障害者手帳をお持ちの方で、男性満60歳以上の方、女性満55歳以上の方
内容	「片道、往復、連続」で201km 以上ご利用される場合、特急券・グリーン券・指定券などが割引されます。(新幹線「のぞみ」「みずほ」など一部割引とならないきっぷがあります。割引とならない期間もあります。)
申し込み先 (年会費あり)	千葉県身体障害者福祉協会 電話 043-245-1746 FAX 043-245-1578

山万ユーカリが丘線

	乗車形態	割引適用乗車券	割引率
第1種、 精神1級	本人および介護者	普通乗車券、回数乗車券、定期乗車券	各5割
第2種、 精神2・3級	本人のみ	普通乗車券、回数乗車券、定期乗車券	5割
	12歳未満の障害児＋介護者	定期乗車券(介護者のみ)	5割
利用方法	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示		

- ・ 10円未満の端数は切り上げ(小人の割引はありません)
- ・ 詳細は公園駅へお問い合わせください。【山万株式会社 鉄道事業部(公園駅)TEL:043-487-5036】

その他私鉄旅客運賃の割引

- ・ その他の私鉄各社にも同様の割引制度があります。詳しくは各社窓口へお問い合わせください。
- ・ 第1種(小児以外)の場合に限り、障害者割引を適用した IC 運賃を自動精算できる「障がい者用 Pasma」が販売されています。

❖ バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とした割引制度があります。運行会社により介護者の割引の有無やその要件など運賃割引の適用に関する取扱いが異なりますので、詳細は各バス会社にお問い合わせください。

* 佐倉市コミュニティバスは、身体・療育・精神保健福祉手帳所持者とその介助者1名まで半額

【窓口】 都市計画課 電話 043-484-6163 FAX 043-486-2506

❖ 国内線航空運賃の割引

対象者	・12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 ・上記と同乗する介護者
割引対象の航空会社	・日本航空・日本トランスオーシャン航空・日本エアコミューター・琉球エアコミューター・ジェイエア・北海道エアシステム・全日本空輸・ANAウイングス・スカイマーク・ソラシドエア・スターフライヤー・アイベックスエアラインズ・オリエンタルエアブリッジ・天草エアライン・AIRDO・フジドリームエアラインズ
お問い合わせ	割引率等、詳細は各航空会社窓口へお問い合わせください。

❖ 旅客船運賃の割引

種別	割引対象者	割引率
第1種	本人＋介護者(1名)	各5割引
第2種	本人	5割引
利用方法:乗船券購入の際に身体障害者手帳・療育手帳を提示		
お問い合わせ:各海運会社窓口へお問い合わせください		

◆ 有料道路料金の割引

種別	対象	運転者	自動車の所有者	割引率
1種	身体・療育	本人 介護者(本人が同乗)	本人、配偶者、直系親族とその配偶者、兄弟姉妹とその配偶者、同居の親族、内縁者	通常料金の 5割引
2種	身体	本人のみ		

割引を受けるためには、事前に申請が必要です。(代理人による申請もできます)

(対象車両) 障害者1人につき、営業等に使用しない個人所有の車両 1 台(乗車定員10人以下)

※軽トラック、事業用、法人名義の車(割賦販売又はリースを除く)は対象外

(オンライン申請 QR コード)



(申請方法) ①障害福祉課の窓口で申請 → 障害者手帳にシールを貼付します

②オンライン申請(ETC の利用限定、マイナポータルアプリが必要)

(利用方法) 料金所で有料道路割引の証明のある障害者手帳を提示して、割引後の料金をお支払ください。

※申請時に ETC の利用登録をした場合は、ノンストップ走行により割引が適用されます。

(有効期限) 申請日からその後の2回目の誕生日まで(障害者手帳の有効期限がある場合はその期限まで)

※2か月前から更新申請ができます。

(その他) 車や ETC カードが変わった場合などは変更申請が必要です。

(申請に必要なもの)

ETC を利用しない方	① 身体障害者手帳または療育手帳 ② 割引登録を希望する自動車車検証(リース契約の場合は契約書も持参) ③ 運転免許証(障害者本人が運転する場合のみ) ④ 住民票等(登録する自動車の所有者および使用者が、障害者本人及び介護者でない場合)
ETC を利用する方	① 身体障害者手帳または療育手帳 ② 割引登録を希望する自動車車検証(リース契約の場合は契約書も持参) ③ 運転免許証(障害者本人が運転する場合のみ) ④ 住民票等(登録する自動車の所有者および使用者が、障害者本人及び介護者でない場合) ⑤ ETC カード(障害者本人名義のもの*) ⑥ 割引登録を希望する車にセットアップされた ETC 車載器の「ETC セットアップ証明書」(車載器をセットアップした販売店から発行されます)

*20歳未満の障害児の場合には、20歳になるまでは親権者または法定後見人名義の ETC カードでの割引登録が可能です。

*車をお持ちでない方、事前登録した車をやむを得ず使用できない場合も割引の対象となります。

詳細は、有料道路事業者へお問い合わせください。

NEXCO 東日本お客さまセンター **電話** 0570-024-024 または 03-5308-2424(いずれも有料)

首都高お客さまセンター **電話** 03-6667-5855(有料)

❖ タクシー運賃の割引(1割引)

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者
利用方法	乗車の際に身体障害者手帳・療育手帳を運転手へ提示
割引率	1割引
お問合わせ	千葉県タクシー協会 電話243-2460 または各タクシー事業者

❖ 佐倉市福祉タクシー券・佐倉市福祉寝台車券

対象者	○身体障害者手帳 1級・2級 所持者 ○身体障害者手帳 視覚障害・体幹・下肢障害の3級所持者 ○療育手帳④(④1、④2)、A1、A2 所持者 ○精神障害者保健福祉手帳 1級所持者 ○65歳以上でねたきり高齢者台帳登録者	
申請方法	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちのうえ、障害福祉課へ福祉タクシー券または福祉寝台車券の申請をしてください。	
交付枚数	福祉タクシー券	1年度につき100枚
	福祉寝台車券	1年度につき60枚
使用有効期限	交付された年度の年度末(3月31日まで)	
使用方法	○交付されたタクシー券に利用対象者の氏名を記入のうえ、乗車の時に運転手へ1枚渡してください。 ○運転手へ身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示してください。 ○利用できるタクシー会社は限定されていますのでご注意ください。	
割引額 ＊タクシー会社による1割引と併用できます	福祉タクシー券	1回の乗車につき 運賃が 2,000 円を超えた場合は 1,000 円割引 運賃が 2,000 円以内の場合は半額割引 (タクシー会社による1割引がある場合には1割引後の金額)
	福祉寝台車券	1回の乗車につき 運賃が 10,000 円を超えた場合は 5,000 円割引 運賃が 10,000 円以内の場合は半額割引 (タクシー会社による1割引がある場合には1割引後の金額)
＊注意事項	○本割引券が利用できるのは、佐倉市福祉タクシー事業協力機関として、佐倉市に登録されているタクシー会社(有償運送事業所)に限ります。 ○本割引券が利用できるのは、交付された利用対象者本人が乗車する場合に限ります。 ○本割引券は再交付できません。	

9 自動車

❖ 身体障害者自動車運転適性検査

【対象】 自動車の運転免許を取得しようとする身体障害者

【内容】 適性検査を行い、免許の条件・自動車改造について必要な指導を受けられます。

＜適性相談＞ 月～金曜日 8:30～11:00、13:00～16:00(要予約)

【窓口】 千葉運転免許センター **電話**274-2000(テレホン案内&FAX サービス)

❖ 身体障害者のための無料運転教習

【対象】 就職するために自動車運転免許を取得しようとする18歳以上の身体障害者手帳所持者で次の要件に全て当てはまる者

- ・公共職業安定所に求職登録をしている
- ・運転免許試験場の運転適性検査に合格している
- ・身体障害者運転能力開発訓練センターから入所を認められている

【内容】 訓練生として所定の教習料金が無料で運転教習を受けられます。(検定料は自己負担)

※身体障害者専用宿舎有 ※求職登録済みで車を職業に使用する方

【期間】 3ヶ月間(入所日は1, 4, 7, 10各月の月初め)

【窓口】 身体障害者運転能力開発訓練センター(東園自動車教習所内) ※月曜定休

電話048-481-2711 **FAX**048-481-6578

〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46

◎ 教習料金は有料だが、概ね訓練期間が2ヶ月の一般教習生として随時入所することも可能

❖ 自動車運転免許取得費助成

【対象】 就労、社会参加目的で自動車運転免許を取得しようとする身体障害者手帳1～4級所持者

【内容】 自動車運転免許の取得に要した費用の3分の2を助成(限度額10万円)

【窓口】 障害福祉課

❖ 自動車改造費助成

【対象】 上肢、下肢または体幹機能障害1・2級の身体障害者手帳所持者

【内容】 就労等に伴い本人が所有し運転する自動車の操縦装置を改造する必要がある場合にその費用を助成(限度額10万円) ※特別障害者手当の所得制限に準じた所得制限有

【窓口】 障害福祉課

❖ 身体障害者標識マーク

【対象】①歩行が困難な身体障害者

- ・視覚障害1～3級、4級の1 ・聴覚障害2～3級 ・下肢障害(1級～4級)
- ・上肢障害(1級、2級の1及び2級の2)・体幹障害(1級～3級)・移動機能障害(1級、2級)
- ・内部障害(1級～3級)、免疫機能障害(1～3級) ・平衡機能障害3級

②療育手帳が重度(A)の知的障害者

③精神障害者保健福祉手帳1級

※車両を有していない方でも構いません。タクシー等を利用する場合にも標章が利用できます。

【手続】必要書類 ・障害者手帳(写)・印鑑 (手帳写しの必要枚数等、必要書類についてはお問い合わせください)

※原則として障害者本人が窓口に行くことが必要です。

※標章を発行するまで約1か月程度かかります。

※手続き方法や制度の内容等、詳しくは佐倉警察署交通課へお問い合わせください。

【窓口】佐倉警察署交通課 電話 484-0110 佐倉市表町3-17-1

❖ 身体障害者標識マーク

肢体不自由に関わる条件付き免許をもつ者が普通自動車を運転するときはこの標識をつけることを努力義務として定めたもので、この標識をつけた普通自動車に対して、幅寄せや、安全な車間距離を保てないような進路変更をすることを禁止しています。(罰則規定有り)

※障害者側の標識の表示については努力義務で、義務づけられてはいません。

【窓口】交通安全協会連合会 電話 043-271-8481

佐倉市交通安全協会 電話・FAX 043-485-0708



❖ ちば障害者等用駐車区画利用証(パーキング・パーミット)

【内容】公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画を必要とする、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人等、歩行困難と認められる人に利用証を交付することにより、同区画の適正利用を図る制度です。

【対象】

区分		交付基準	必要な確認書類	有効期間
身体障害者	視覚障害	4 級以上	身体障害者手帳	無期限 (交付基準に該当しなくなるまで)
	聴覚障害	3 級以上		
	平衡機能障害	5 級以上		
	上肢	2 級以上		
	下肢	6 級以上		
	体幹	5 級以上		
	脳原性運動機能障害	2 級以上		
	移動機能	6 級以上		
	内部障害(免疫機能障害を含む)	4 級以上		
知的障害者		A の 2 以上	療育手帳	
精神障害者		1 級	精神障害者保健福祉手帳	

難病患者	・特定疾患医療受給者 ・特定医療費(指定難病)受給者 ・小児慢性特定疾病医療受給者	受給者証	
高齢者等	要介護 1 以上	介護保険被保険者証	
妊産婦	妊娠 7 ヶ月～ 出産予定日から 1 年	母子健康手帳	妊娠 7 ヶ月～ 出産予定日から 1 年 (出産後は乳児と同乗の場合に限る)
	多胎妊産婦(双子など)		妊娠 7 ヶ月～ 出産予定日から 3 年 (出産後は乳児と同乗の場合に限る)
けが人等	医師の診断書等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められた者	医師の診断書・意見書 身分証明書	必要と認める期間 (原則 1 年以内)

【手続き】

＜郵送の場合＞申請書、必要な確認書類の写し(代理人申請の場合は代理人の身分証明書の写しも必要)及び返信用封筒(A4 サイズ)に 180 円切手を貼付したものを以下申込先に郵送してください。

申込先 〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 千葉県 健康福祉指導課 地域福祉推進班

＜窓口の場合＞必要な確認書類(代理人申請の場合は代理人の身分証明書も必要)をご持参のうえ、各課窓口にて申請してください。

障害者・難病患者・けが人等 ▶ 障害福祉課(電話 043-484-4164)

高齢者等 ▶ 介護保険課(電話 043-484-1771)

妊産婦 ▶ 母子保健課(電話 043-485-6712)

※県では「郵送のみ」、市では「窓口のみ」対応しているため、お間違いのないようご注意ください。

10 補装具

【対象】身体障害者手帳所持者、難病患者等

【内容】身体障害者等の身体機能を補完又は代替し、長時間にわたり継続して使用される補装具の購入等要する費用(基準額－利用者負担額(原則1割))を助成する制度。

○補装具種目

車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置、義肢、装具、補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る)、重度障害者用意思伝達装置、歩行器、義眼、眼鏡、視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く)、車載用姿勢保持装置

※起立保持具、排便補助具は18歳未満のみ対象

(注)介護保険法の福祉用具と補装具が共通であり(車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ)、それが標準的な既製品の場合は介護保険法が優先。

(注)治療用装具(医師の指示に基づき、治療の一環として作製した装具)は、健康保険が適用されるため、補装具の対象外(治療用装具の健康保険給付は、加入している健康保険組等へお問い合わせください)。

(注)支給対象となる補装具の個数は原則1種目につき1つですが、職業上又は教育上など特に必要と認められる場合は複数支給が可能となります。

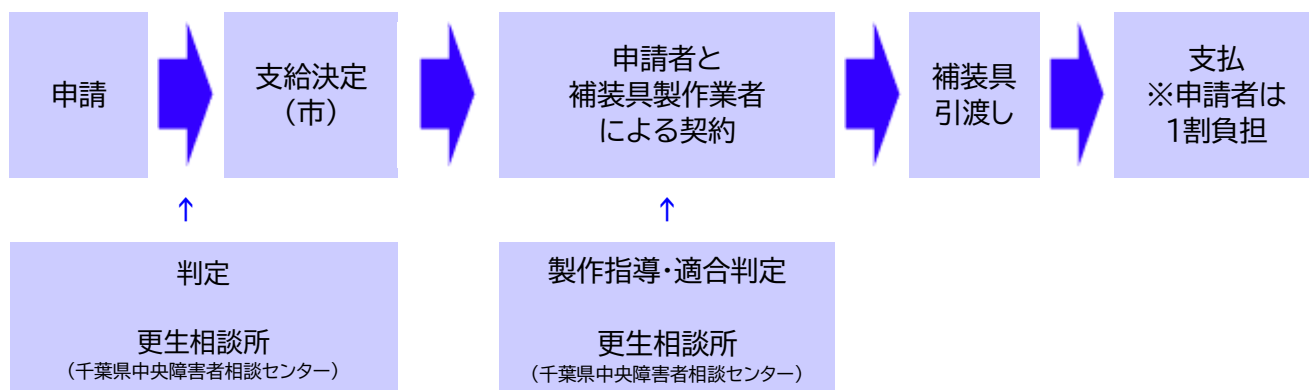
○申請に必要なもの

- ・補装具費(購入・借受け・修理)支給申請書
- ・補装具費支給意見書 等

<お願い> 対象者の確認のため、申請前に障害福祉課へお問い合わせください。

また、購入前に申請手続が必要です(購入後に申請した場合は対象外)。

○手続の流れ



○利用者負担額

世帯	利用者負担上限額
生活保護世帯	0 円
非課税世帯	
課税世帯(市民税所得割額 46 万未満)	37,200 円
課税世帯(市民税所得割額 46 万以上)	補装具費支給対象外(※)

(※)令和6年4月1日から、障害児(18歳未満)に係る所得制限が撤廃され、課税世帯(市民税所得割額46万円以上)の場合も支給対象(利用者負担上限額37,200円)になります。

【窓口】障害福祉課

❖ 佐倉市難聴児補聴器購入助成事業

【対象】以下の要件を全て満たす方

- ・佐倉市に住所を有する 18 歳未満の方
- ・「両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上の方」又は「両耳又は片耳の聴力レベルが 30 デシベル未満であって、医師が補聴器の装用の必要があると認める方」で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- ・補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果を期待することができると医師が判断する方

【内容】

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児の言語の習得及び社会性の発達を支援するため、補聴器の購入費(修理費を除く)の一部(補助率 2/3 以内)を助成する制度。

【申請に必要なもの】

＜お願い＞対象者の確認のため、申請前に障害福祉課へお問い合わせください。

また、購入前に申請手続が必要です(購入後に申請した場合は対象外)。

- ・申請書
- ・意見書 ※医師が作成
- ・見積書 ※補聴器販売事業者が作成
- ・(所得確認に関する)同意書

【窓口】障害福祉課

11 日常生活用具

【対象者】

1. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
2. 難病のかた(障害者総合支援法に基づく対象疾病)

【用具種目】 次ページの《日常生活用具一覧》に掲げた用具

※同一種目の耐用年数内の再給付は原則不可です。修理等については、自己負担です。

例1)「T字状・棒状のつえ(木材)」の給付を受けた方は、給付決定日から耐用年数の3年が経過しないと再給付は受けられません。

例2)「T字状・棒状のつえ(軽金属)」は「T字状・棒状のつえ(木材)」と同一種目となるため、同時に給付を受けることはできません。

【申請】

- ①障害福祉課へ申請書・見積書等を提出



- ②日常生活用具費の支給決定



- ③業者から日常生活用具の受取り

【所得制限】

対象者が18歳以上で、市町村民税所得割額(本人または配偶者)が46万円以上の場合は、支給対象外となります。

【支払方法】

1. 日常生活用具(「紙おむつ等」以外) : 代理受領方式

日常生活用具の給付基準額以内の場合は、市役所から業者へ支払います。給付基準額を超えた場合は、その超過分のみ対象者が直接業者へお支払いください。

※超過分の業者への支払いについて、具体的なやり取りは直接業者へお問い合わせください。

2. 日常生活用具(「紙おむつ等」のみ) : 償還払方式

対象者が全額を業者へ支払い、見積書と領収書を添付し、支給決定額(給付基準額以内)を市役所へ請求します。市役所は、対象者へ支給決定額(給付基準額以内)を支払います。

※【代理受領方式】も対応可能です。

《日常生活用具一覧》

★介護保険の給付対象となる用具は、介護保険が優先されます。

65歳以上の第1号被保険者・40歳以上65歳未満の第2号被保険者に該当する方は、まずは介護保険課にご相談ください。

種類	用具の種目	対象者	性能等	給付基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台 ★介護保険優先 (レンタル)	原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するものであること。	154,000 円	8年 中古品 5年
		寝たきりの状態にある難病患者			
	特殊マット ★介護保険優先 (レンタル)	原則として3歳以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度若しくは重度のもの又は3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けたもので、下肢若しくは体幹機能に係る障害の程度が1級若しくは2級のものの。	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためのマット(寝具)にビニール等を加工したものであること。	19,600 円	5年
		寝たきりの状態にある難病患者			
	特殊尿器 ★本体 介護保険優先 (レンタル) ★交換可能部品 介護保険優先 (購入)	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級のもの(常時介護を要する者に限る。)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るものであること。	67,000 円	5年
		自力で排尿できない難病患者			

入浴担架	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるものであること。	82,400 円	5年
体位変換器 ★介護保険優先 (レンタル)	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの(下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。)	介護者が障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るものであること。	15,000 円	5年
	寝たきりの状態にある難病患者			
移動用リフト ★本体 介護保険優先 (レンタル)	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの	障害者(児)を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るものであること。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000 円	4年
★つり革 介護保険優先 (購入)	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者			
訓練いす	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100 円	5年

	訓練用ベッド	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200 円	8年
		下肢又は体幹機能に障害のある難病患者			
自立生活支援用具	入浴補助用具 ★介護保険優先 (購入) (入浴用いす・入浴台・浴槽用手すり・浴室内すのこ・浴槽内いす・浴槽内すのこ・入浴用介助ベルト)	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に障害があり、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るものであること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円	8年
		入浴に介助を要する難病患者			
	便器 ★介護保険優先 (購入)	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの	手すりのついた腰かけ式のものであること。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	16,500 円	8年
		常時介護を要する難病患者			
	頭部保護帽	障害の程度が最重度又は重度の知的障害者(児)又は身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由者(児)で、てんかんの発作等により転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるものであること。	12,160 円	3年

T字状・棒状のつえ	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹若しくは内部に障害を有し、本製品の使用により歩行機能を補うことが可能な者	前腕の固定部と支持部がない1本の脚であること。	木材 2,200 円 軽金属 3,000 円	3年
移動・移乗支援用具 ★介護保険優先 (レンタル) (手すり・スロープ等)	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害により、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するものであること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 円	8年
	下肢が不自由な難病患者			
特殊便器	知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度であり、自ら排便の処理が困難なもの	知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの又は足踏ペダルで温水温風を出し得るものであること。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200 円	8年
	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、両上肢に係る障害の程度が2級以上のもの又は同程度の身体障害者(児)で医師が必要と認めるもの	足踏ペダルで温水温風を出し得るものであること。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	上肢機能に障害のある難病患者			

火災警報機	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、その障害の程度が1級又は2級のもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。	27,000 円	8年
	知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者に限る。)			
	精神障害者で2級以上の精神障害者福祉保健手帳の交付を受けたもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者に限る。)			
自動消火器	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、その障害の程度が1級又は2級のもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液等を噴射し、初期火災を消火し得るものであること。	30,900 円	8年
	知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者に限る。)			
	精神障害者で2級以上の精神障害者福祉保健手帳の交付を受けたもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者に限る。)			
	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病者のみの世帯及びこれに準ずる世帯			

	電磁調理器	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、次のいずれかに該当するもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。) (1) 視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級であること。 (2) 上肢に係る障害の程度が1級又は2級であること。 (3) 下肢又は体幹に係る障害の程度が1級であること。	障害者が容易に使用し得るものであること。	40,000 円	6年
		18 歳以上の知的障害者で、障害の程度が最重度又は重度のもの			
	歩行時間延長信号機用小型送信機	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	7,000 円	10 年
	聴覚障害者用屋内信号装置	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(聴覚障害者で日常生活上必要と認められるものに限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるものであること。	87,400 円	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、人工透析を必要とするもの(自己連続携帯式腹膜灌流患者に限る。)	自己連続携帯式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	51,500 円	5年

ネブライザー(吸入器)	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)で医師が必要と認めるもの	障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	36,000 円	5年
	呼吸器機能に障害のある難病患者			
電気式たん吸引器	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害者(児)で医師が必要と認めるもの	障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	56,400 円	5年
	呼吸器機能に障害のある難病患者			
視覚障害者用体温計(音声式)	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	9,000 円	5年
視覚障害者用体重計	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害者が容易に使用し得るものであること。	18,000 円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500 円	5 年

	ポータブル電源 (蓄電池)	原則として身体障害者手帳の交付を受けた者(児)又は難病患者で、人工呼吸器を使用しているもの	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介護者が容易に使用し得るもの	60,000 円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)であって、音声言語の著しい障害を有するもの	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	98,800 円	5年
	情報・通信支援用具	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、上肢、視覚又は言語に障害を有し、その障害の程度が1級又は2級のもの	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトで、障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	118,500 円	6年
	視覚障害者用地上デジタル放送対応 ラジオ	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの	テレビ及びAM/FM 放送を受信する機能を有し、視覚障害者が容易に使用できるものであること	30,000 円	6年
	点字ディスプレイ	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が2級以上のもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるものであること。	383,500 円	6年
	点字器	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	標準型 10,400 円 携帯型 7,200 円	標準型 7年 携帯型 5年

点字タイプ ライター	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれている者に限る。)	視覚障害者(児)が容易に操作できるものであること。	63,100 円	5年
視覚障害者 用ポータブルレコーダー	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品(以下この項において「録音再生機」という。)又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品(以下この項において「再生専用機」という。)であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	録音再生機 89,800 円 再生専用機 36,750 円	6年
視覚障害者 用活字文書 読上げ装置	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	115,000 円	6年

視覚障害者 用読書器	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者(児)で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	(1) 画像入力装置を読みたいものの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるものであること。 (2) 撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するものであること。 (3) 眼鏡等の装置を身に着けることで、画像(文字等)をモニターに映し出せるものであること。 ※暗所視支援眼鏡を含みます	198,000 円	8年
視覚障害者 用時計	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のものの。	視覚障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円	10年
聴覚障害者 用通信装置	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚又は音声若しくは言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	35,000 円	5年

	聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者(児)で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	88,900 円	6年
	人工喉頭	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた音声・言語機能障害者(児)で、咽頭摘出等により発声機能を喪失したもの(埋込型用人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用する者に限る。)	声帯の代わりとなり、発音が可能となる機器であり、障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	笛式 5,000 円 電動式 70,100 円 埋込型用人工鼻 23,760 円	笛式 4年 電動式 5年 埋込型用人工鼻 1か月
	点字図書	視覚障害者(児)で、主に情報の入手を点字によっているもの	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書であること。	一般図書の購入価格相当額との差額	年間6タイトル又は 24 巻
排泄 管理 支援 用具	ストーマ装具	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、ぼうこう、直腸機能障害により人工膀胱若しくは人工肛門の造設をしているもの又は治癒困難な腸瘻があるもの	消化器系ストーマ装具は、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋であること。	消化器系 8,000 円	1か月
			尿路系ストーマ装具は、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付であること。	尿路 10,500 円	1か月

	収尿器	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、肢体不自由又はぼうこう機能障害により収尿器を必要とし、実際に使用されている状況であるもの	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置をつけるものとし、障害者(児)が容易に使用し得るもの	男子用普通型 7,700 円 男子用簡易型 5,700 円 女子用普通型 8,500 円 女子用簡易型 5,900 円	1年
	紙おむつ等	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、次のいずれかに該当するもので医師が必要と認めたもの (1) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害(おおむね3歳未満までに発現した非進行性脳病変によるもの)により、排尿若しくは排便の意思表示が困難なもの (2) ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない者又は神経障害による高度の排尿機能障害若しくは排便機能障害のあるもの (3) 治癒困難な腸瘻がある者で、ストーマ装具の給付を受けていないもの	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具で、障害者(児)又は障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもの	12,000 円	紙おむつ等 1か月 洗腸装具 6か月
居宅生活動作補助用具	住宅改修費 ★介護保険優先	原則として学齢児童以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えは上肢1級、2級に限る。	(1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更	200,000 円	1回限り

		下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	(4) 引き戸等への扉への取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修		
その他	フラッシュバル	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚障害又は音声若しくは言語機能に係る障害の程度が3級以上のもの	障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	12,400 円	10 年
	会議用拡聴器	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚障害に係る障害の程度が4級以上のもの	障害者(児)が容易に使用し得るものであること。	38,200 円	6年
	携帯用信号装置	原則として学齢児童以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚障害又は音声若しくは言語機能に係る障害の程度が3級以上のもの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるものであること。	20,200 円	6年
	ガス安全システム	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、咽頭摘出等により嗅覚機能を喪失したもの(咽頭摘出等により嗅覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるものであること。	42,200 円	8年

空気清浄器	おおむね 18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が原則として3級以上のもの(医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない者で、医師により酸素吸入装置の使用を認められたものに限る。)	障害者が容易に使用し得る ものであること。	33,800 円	6年
ルームクーラー	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が3級以上のもの	障害者が容易に使用し得るものであること。	172,100 円	6年
	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失したもの(医師により体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。)			
色めがね	視覚障害者(児)で、眼部の変形などがあるもの	レンズは、プラスチック又はガラスとし、枠は、セルロイド製を原則とする。	10,300 円	4年
取付費	重度の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の交付者	日常生活用具の設置に取付費を要する場合	60,000 円	取付した日常生活用具に準ずる

12 住宅

❖ 身体障害者居宅生活動作補助用具（住宅改修）

（地域生活支援事業：日常生活用具） ＊介護保険優先

【対象者】 学齢児以上65歳未満の身体障害者手帳（下肢または体幹3級以上）所持者

ただし、特殊便器への交換は上肢2級以上所持者

＊介護保険制度による住宅改修を利用できる方、および利用した方は除く

【内 容】 手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止および移動の円滑化のための床材の変更、引戸等への扉の変更、洋式便器等への交換、その他これらの住宅改修に付帯して必要な住宅改修の給付

＊助成金の限度額は20万円

＊事前の申請が必要です。工事開始前にお問合わせください。

【窓 口】 障害福祉課

❖ 県営住宅入居特別配慮

【対象】 身体障害者手帳1～4級所持者のいる世帯

【内容】 申込区分が特枠となり、入居当選率が一般より高くなるよう配慮される。

【窓口】 千葉県住宅供給公社 県営住宅管理部 電話 222-9200 FAX 222-6750

❖ 市営住宅入居特別配慮

【対象】 身体障害者手帳（1～4級）所持者のいる世帯。1～2級の精神障害者または同程度の知的障害者。

【内容】 入居審査の際に住宅困窮度が高くなるよう配慮される。

【窓口】 住宅課

❖ UR都市機構住宅（旧公団住宅）優先入居

【対象】 1. 身体障害者手帳の交付を受けている4級以上の障害のある方。

2. 療育手帳の交付を受けている重度の障害のある方で常時介護を要する方、または児童相談書、知的障害者更生相談所、または精神科医等から重度の知的障害またはこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方。（介護者として親族の方の同居が必要）

【内容】 一般よりも当選率が優遇される

【窓口】 UR都市機構 津田沼営業センター稲毛海岸分室 電話 270-5551

13 障害者総合支援法等によるサービス

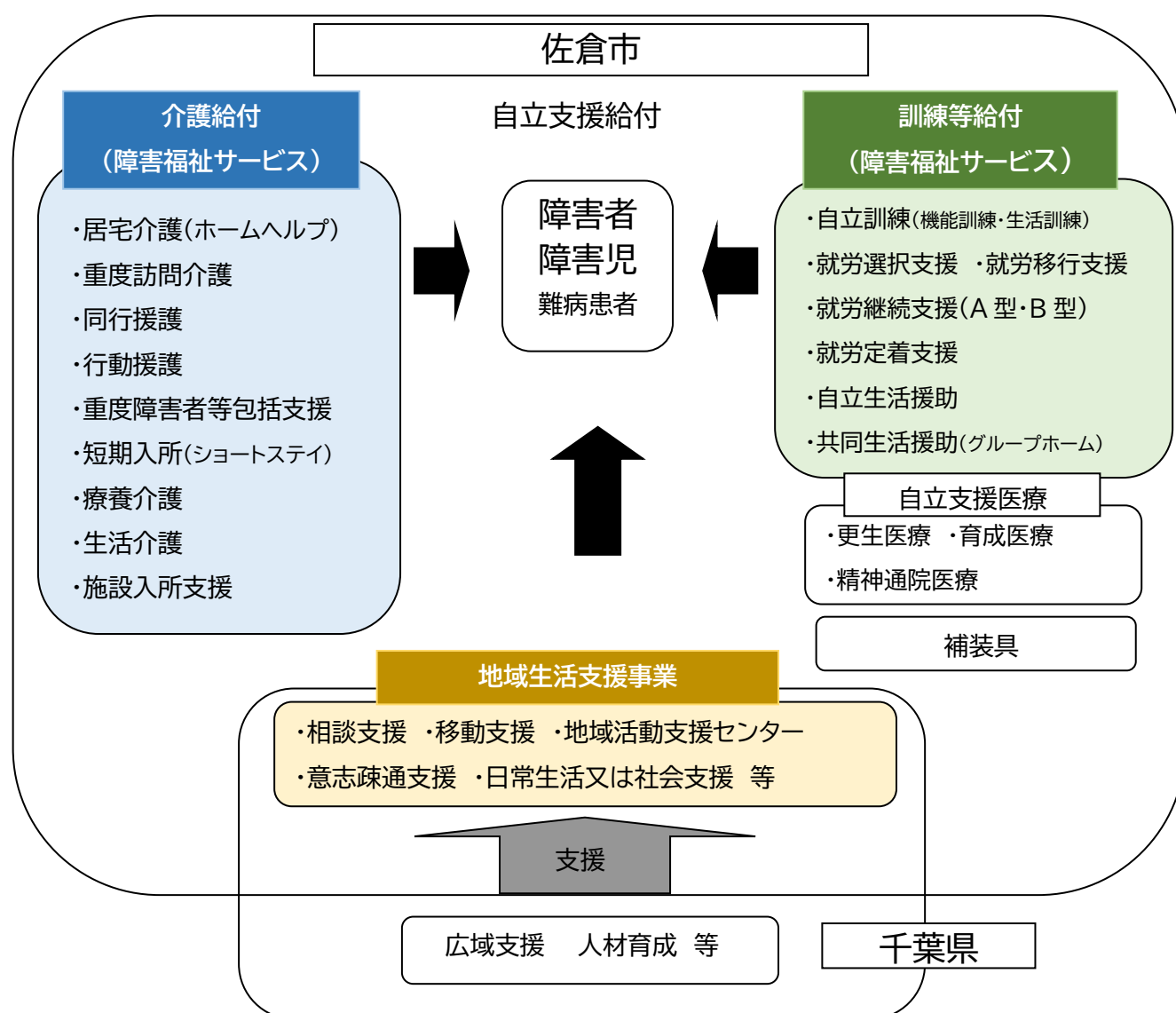
※サービス利用に当たって、支給決定やサービス利用計画等の作成の必要がありますので、障害福祉課までお問合わせ下さい(介護保険による同様のサービスの利用対象者は、介護保険の利用が優先されます)。

【対象】

・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者(発達障害を含む) ・難病患者 ・障害児

【内容】※障害者総合支援法によるもの

- ・利用者は、利用したいサービスを選択して事業者等と契約を締結し、サービス利用後に利用者負担分を事業者等へ直接支払います。
- ・その後、事業者等は、サービス費から利用者負担分を除いた額を、市に請求して支払いを受けます。



障害福祉サービス

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等や家事を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害より、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	就労を希望する人に、どんな職業や障害福祉サービスが良いのか、一定期間の作業等で評価し、助言や関係者との連絡調整をします。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。

○障害福祉サービス費の自己負担

- ・自己負担は、原則サービス利用費の1割。
- ・世帯の所得に応じて一ヶ月当たりの負担に上限額を設定(利用したサービス量にかかわらず、上限額以上の負担は発生しません)。

区分	世帯の収入	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	
一般1	市民税課税世帯(所得割16万円未満)	9,300円
一般2	上記以外 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者	37,200円

障害児支援

障害児通所支援	児童発達支援センター	通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの、地域支援を実施します。
	児童発達支援	通所利用の未就学児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等(※)を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。 (※)保育所、幼稚園、小学校、学童保育所、乳児院、児童養護施設等
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所支援	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

○障害児支援の自己負担

- ・自己負担は、原則サービス利用費の1割。
- ・世帯の所得に応じて一ヶ月当たりの負担に上限額を設定(利用したサービス量にかかわらず、上限額以上の負担は発生しません)。

区分	世帯の収入		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所支援、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

地域生活支援事業

	事業名		事業の内容	負担額等
相談支援	相談支援事業		障害者本人や、障害児の保護者、障害者の介護を行っている人から、日常生活や社会生活を営むにあたっての相談を受け、必要な情報等の提供や援助を行う事業	自己負担なし
	住宅入居支援制度			
	成年後見制度			
	手話通訳者設置事業		聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために、意思疎通を図ることに支障がある障害者の、意思疎通の円滑化を図るための事業	
	代筆・代読支援事業			
	手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業			
	点字・声の広報発行事業			
日常生活用具	日常生活用具給付事業		日常生活を営むことに支障がある障害者等の便宜を図るために、当該障害者等に対し、別表に掲げる用具を給付する事業	支給券の交付（利用対象者の制限あり）
移動支援事業	福祉タクシー事業		対象障害者およびねたきり高齢者台帳登録者の移動等にタクシー等を使う場合に、その運賃の補助をする事業	利用券の交付（利用対象者の制限あり）
	個別型移動支援事業	介護型移動支援事業（身体介護を伴う-通院除く-）	屋外での移動が困難な障害者等に対して、社会参加のための外出（通院、通学、通勤や営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出を除き、原則として一日の範囲内で用務を終えるものに限る）のための支援を行う事業 ※保護者の病気や障害などを理由として、一部通学の支援を利用できる場合があります。	自己負担なし
		社会参加型移動支援事業（身体介護を伴わない-通院除く-）		
	集団型移動支援事業			
	日中活動支援型移動支援	日中活動事業所等通所支援事業	日中活動を行う事業者が、利用者に対し、その事業者が所有する車両で送迎する費用の一部を事業者に対し助成する事業	—
		障害者福祉施設通所交通費助成事業	日中活動事業所等に日常的に通う障害者に対し、障害者福祉施設への通所に要する交通費の一部を助成する事業	1日当たり150円（1月当たり3,000円）を上限
	身体障害者自動車改造費助成事業		障害者が就労等に伴い、自動車の改造に要する経費を助成する事業	改造に要した費用 ※上限10万円
	自動車運転免許取得費助成事業		身体障害者に対して、自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成する事業	取得に要した費用の3分の2以内 ※上限10万円
地域活動支援事業	特別支援学校等放課後対策事業		特別支援学校等に通学する障害児について、放課後や休業日等の一定時間に集団生活の場を提供する事業	自己負担なし
	障害者一時介護事業		障害者を介護している保護者の負担を軽減するため、障害者の一時的な介護を行う事業	
	日中日帰りショートステイ事業		障害者等の家族の就労支援および日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、障害者等の日中における活動の場を提供する事業	

	特別支援学校生等日中活動体験事業	特別支援学校生等の学校卒業時の進路選択をするために、日中活動を体験する場を提供する事業	自己負担なし
	地域活動支援センター事業	地域生活支援の促進を図るため、障害者等に対し、創作活動や生産活動の機会を提供する事業	
その他の事業	移動入浴サービス事業	居宅において入浴が困難なひとり暮らし身体障害者に対し、移動入浴車を派遣して移動入浴の機会を提供する事業	原則1割負担
	生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の障害者等の日常生活や家事における支援を図る事業	
	社会参加促進事業	障害者等の社会参加に係る意欲を助長するために、スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動等の振興に係る障害者の大会や作品展、音楽会の実施について必要な支援や奉仕員の養成を行う事業	自己負担なし
	重度障害者等就労支援特別事業	被雇用者または自営業者である重度障害者等に対して、通勤時や職場等における支援を実施する事業	原則1割負担

※サービス利用に当たっては、支給決定を受ける必要があります。

また、利用者負担について、事業によっては上限が定められているものもあります。

詳細は障害福祉課までお問い合わせください。

14 日常生活の援助等

❖ 移動入浴サービス（地域生活支援事業） *介護保険サービス優先

【対象】 居宅において入浴が困難で、医師が入浴可能と認めたねたきり身体障害者

※ただし、介護保険制度により同様のサービス利用ができる方は除く

【内容】 週1回移動入浴車を派遣

【窓口】 障害福祉課

❖ 訪問指導 *介護保険サービス優先

【対象】 概ね40歳以上64歳未満の方で訪問を希望する家庭で療養中の方

（介護保険サービスの該当になる方は、介護保険優先となります）

【内容】 保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、理学療養士等が下記の相談を受けています。

健康に関する相談、栄養に関する相談、福祉制度のご案内、歯みがきの仕方、むし歯予防、家庭での運動の相談、入浴や外出など生活動作の工夫、手すり、スロープ等住宅改修に関する相談、車いすや杖など用具の使い方や選び方の相談、随時訪問、費用無料

【窓口】 健康管理センター（佐倉・臼井・千代田地区）、西部保健センター（志津地区）、南部保健センター（根郷・和田・弥富地区）

❖ オストメイト社会適応訓練

【対象】 オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）

【内容】 ストーマ装具等の使用についての正しい知識や生活上の基本的事項について、講習を実施

【窓口】 （社）日本オストミー協会千葉県支部 電話043-309-7571（月・火・金曜日の10～16時受付）

❖ 車いすの貸出

【対象】 病気や負傷等のため一時的に車いすを必要とする、市内在住かつ在宅の歩行困難者

【内容】 車いすを無料貸出 ※介護保険による車イス利用、車イスの補装具給付が受けられる方は除く

【期間】 短期用は1ヶ月、長期用は6ヶ月 ※原則として貸出の更新無し

【窓口】 障害福祉課

*市内の郵便局、西部地域福祉センター（043-463-4167）、南部地域福祉センター（043-483-2811）等でも貸出を行っております。貸出期間等内容については、各施設にご確認ください。

❖ 紙おむつ等購入助成券

【対象】 市内在住の在宅の方で次のいずれかに該当する方

- ①65歳以上の、介護保険制度に基づき要介護3～5と認定を受けている方（要支援の方は含まれません）
- ②6歳以上の身体障害者手帳（1～2級）所持者
- ③6歳以上の重度知的障害者手帳所持者

＊ねたきり身体障害者等福祉手当受給者を除く

＊施設入所者、入院中の方は利用できません

【内容】 券一枚につき 1,500 円の助成を受けられる助成券を交付します。交付枚数は申請月から当該年度末まで月2枚分です。市に登録した業者で購入の際に使用できます。

【窓口】 高齢者福祉課

❖ はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成券

【対象】 60歳以上の者

18歳以上の身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者

【内容】 市に登録した施術者の施術を受けるとき、1回につき600円助成

利用券の交付は年間12枚まで(申請日が4月～9月の場合は12枚、10月～3月の場合は6枚)

※健康保険適用となる費用については割引できません。

※申請できるのは年度内に1回のみです。

【窓口】 高齢者福祉課

❖ 生活福祉資金貸付

【対象】 ①身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯

②低所得者世帯

【内容】 転宅費・住宅改修費・冠婚葬祭費・療養介護費・教育費等、日常生活を送る上で一時的に必要なと見込まれる資金の貸し付けを行います。貸付条件や貸付限度額、利子等は資金の種類により異なります。なお、利用にあたっては、佐倉市社会福祉協議会に相談の上、地区担当の民生・児童委員による面接を経て申請を行い、千葉県社会福祉協議会の審査により決定します。

【窓口】 佐倉市社会福祉協議会

❖ 身体障害者補助犬の給付

【補助犬の種類】 盲導犬・介助犬・聴導犬

【条件】 補助犬の飼育、管理について適切に行うことができる満18歳以上の在宅者で、千葉県の審査を受け、所定の訓練を受けられる方。

【問い合わせ】 障害福祉課

15 スポーツ・レクリエーション

❖ 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター

【内 容】 障害者の健康の増進、教養文化活動及びスポーツ、レクリエーションの場として各種事業を実施しています。各種サークル活動もあります。

一般にも開放しており、障害者との交流を図っている。多目的室、教養文化室、音楽室、体育室有。
障害者及び障害者の自立支援活動については無料

【開館時間】 9:00～21:00(日曜、祝祭日は17時まで)

【休 館 日】 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝祭日の場合は翌日)、年末年始

【所 在 地】 千葉市稲毛区天台6-5-1 ・ 電話 253-6111 FAX 253-9389

❖ 千葉県障害者スポーツ大会

【内 容】 障害者のスポーツ振興と社会参加推進を目的として実施されています。

実施個人競技例:陸上競技、水泳、卓球、アーチェリー等

毎年5月ごろ実施(競技により実施時期は異なります)*全国大会予選も兼ねています

参加申し込みについては広報でお知らせします。

【問合わせ】 障害福祉課、千葉県障がい者スポーツ協会 電話 253-6111 FAX 253-9389

❖ 東京駅旅行者援護センター

【内 容】 ・体の不自由な方への旅行相談、情報提供等

・電動車いす用バッテリーの貸出及び充電(事前連絡必要)

・旅行中に生じたの病気やけが等の簡単な応急処置等(看護婦常駐、休養ベッド有)

※(財)鉄道弘済会による運営

【開設時間】 8:00～20:00 休日:1月1日、12月31日

【所 在 地】 〒100-0005 東京都千代田区丸ノ内1-9-1 JR東京駅丸ノ内北口地下1F

【電 話 等】 電話 03-3287-1400(FAX兼用)

❖ おもちゃ図書館

【内 容】 障害児に対しての遊び場づくり、おもちゃの貸出等をボランティアが中心になって実施しています。

【開催日時】 ●西部地域福祉センター 第2水曜日 10:00～14:00

第3土曜日 13:00～15:00

●南部地域福祉センター 第2土曜日 10:00～12:00

第4水曜日 10:00～14:00

【窓 口】 佐倉市社会福祉協議会ボランティアセンター

電話 484-6198 FAX 486-2518

16 視覚障害者対象のサービス

❖ 視覚障害者生活訓練教室事業

【対象】 視覚障害者

【内容】 ・料理や手芸、健康体操など日々の生活に役立つ内容を取り上げてブロック単位での研修を実施。
・教養講座の実施 ・サークル活動(STT、グランド・ソフト・ボールなど)の実施。

【窓口】 (社)千葉県視覚障害者福祉協会 電話 421-5199

❖ 中途視覚障害者自立更生支援事業

【対象】 原則として中途視覚障害者(身体障害者手帳を取得する前の者も対象)

【内容】 歩行訓練、感覚訓練、コミュニケーション訓練、日常生活動作訓練等を行う。

※指導員が家庭訪問するか、事業委託先の(福)愛光が設置運営する施設で訓練を実施

【窓口】 障害福祉課

❖ 点字・録音県広報の発行

【対象】 視覚障害者1・2級

【内容】 点字又は録音テープによる“県民だより”を月1回発行

【窓口】 千葉点字図書館(千葉点字出版所) 電話 424-2588 FAX 424-2486

❖ 声の広報発行

【対象】 視覚障害者

【内容】 録音CDによる“こうほう佐倉”等を発行

【窓口】 佐倉市社会福祉協議会ボランティアセンター 電話 484-6197 FAX 486-2518

❖ 盲導犬給付

【対象】 18歳以上の全盲又は全盲に近い視覚障害者

【内容】 無償で盲導犬を貸与。

※貸与希望者は、面接の上、訓練センターへ入所し、歩行指導員のもとで約4週間盲導犬との共同訓練を受けることになります。

【問い合わせ】 障害福祉課

❖ 盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業

【対象】視覚と聴覚に障害を併せ持つ重度の盲ろう者

【内容】通訳・介助員を派遣し、情報保障及び移動などの介助を行い、盲ろう者の自立と社会参加を支援。

【窓口】NPO法人千葉盲ろう者友の会(千葉県盲ろう者支援センター)

☎ 043-310-3008 (FAX兼用)

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター4階

✉ chibadb@chibadb.com

❖ 佐倉市立図書館視覚障害者等サービス事業

※ご利用には、事前に「佐倉市立図書館利用申込(貸出カードの登録)」と「佐倉市立図書館視覚障害者等サービス利用登録申請」が必要です。

①録音図書(デージー図書)の利用

【対象】視覚障害やその他の障害により、文字が読みにくい方

【内容】サピエ図書館(視覚障害者等向けインターネット図書館)や国立国会図書館に登録されたデージー図書の利用

②対面朗読サービス

【対象】視覚障害やその他の障害により、文字が読みにくい方

【内容】ご希望の本を対面朗読ボランティアが朗読します。事前の予約が必要です。オンラインでの利用も可。

【窓口】佐倉南図書館 ☎043-483-3000(午前9時から午後5時まで)

※登録申請および貸出カードの手続きは、郵送でのやり取りも可能です。まずはお電話でお問い合わせください。

図書館で行っているその他のサービス

①オーディオブックサービス(佐倉市立図書館ホームページからご利用いただけます)

【対象】有効期限内の図書館貸出カードをお持ちの方で、パスワードの設定がお済みの方

【内容】パソコンやスマートフォンを利用して、名作文学、落語、教養など、さまざまなジャンルの作品を音声で楽しめます。

②録音CDによる「こうほう佐倉」の貸出

③落語や文芸作品の朗読CDの貸出

④大活字本の貸出

⑤拡大読書器の利用(佐倉図書館・志津図書館・佐倉南図書館に設置)

⑥点字絵本の貸出(佐倉南図書館)

【対象】有効期限内の図書館貸出カードをお持ちの方(⑤は除く)

17 聴覚障害者・音声言語障害者対象のサービス

❖ 手話通訳者の設置

【対象】聴覚障害者

市役所各窓口での各種手続きや相談等で円滑な意思疎通を図るため、障害福祉課に手話通訳者がいますのでご利用ください。(状況に応じて手話通訳者の出張も行います) *利用時間:平日の9時~17時

【窓口】障害福祉課 **FAX**484-1742

❖ 手話通訳者の派遣

【対象】聴覚障害者

【内容】円滑な意思疎通を図るため、手話通訳者を派遣します。

【窓口】障害福祉課 **FAX**484-1742

❖ 要約筆記者の派遣 (地域生活支援事業)

【対象】中途失聴者・難聴者

【内容】円滑な意思疎通を図るため、必要に応じて要約筆記者を派遣

【窓口】障害福祉課 **FAX**484-1742

※手話通訳・要約筆記共に申請は障害福祉課になります。通訳者は千葉県聴覚障害者センターより派遣されます
千葉聴覚障害者センター **電話**308-6373 **FAX**308-6400

❖ 字幕入りビデオ貸出ライブラリー事業

【対象】聴覚障害者

【内容】字幕入りビデオテープ・DVDの無料貸出(返送にかかる郵送料は自己負担)

【窓口】千葉聴覚障害者センター **電話**308-6372 **FAX**308-5562

❖ 音声機能障害者発声訓練

【対象】疾病により喉頭を摘出した音声機能障害者

【内容】月4回(毎週金曜日、除第5金曜日)(8月は休み)、第2の声を習得するための講習会を実施

【窓口】京葉喉友会 **電話**04-7159-2163(FAX兼用)

❖ 磁気伝導ループ

磁気伝導ループとは、補聴器・人工内耳を装着されている方が音声をはっきり聞き取れるようにする装置です。以下のマークのある所では、お使いの補聴器・人工内耳のスイッチを【T】に切り替えてご使用ください。



18 介護保険

【介護保険の対象者】

- 第1号被保険者(65歳以上の者)で、「要介護」・「要支援」と認定された者
- 第2号被保険者(40～64歳の者)で下表の特定疾病が原因で介護が必要になり、「要介護」・「要支援」と認定された者

	介護保険制度における特定疾病
1	がん末期
2	関節リウマチ
3	筋萎縮性側索硬化症
4	後縦靱帯骨化症
5	骨折を伴う骨粗しょう症
6	初老期における認知症
7	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 (パーキンソン病関連疾患)
8	脊髄小脳変性症
9	脊柱管狭窄症
10	早老症(ウェルナー症候群、プロジェリア症候群、コケイン症候群)
11	多系統萎縮症(オリブ橋小脳萎縮症、線条体黒質変性症、シャイ・ドレーガー症候群)
12	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
13	脳血管疾患(脳梗塞、脳出血等)
14	閉塞性動脈硬化症
15	慢性閉塞性肺疾患(慢性気管支炎、肺気腫、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎)
16	両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

【サービス内容】

- 介護サービス(対象:要介護1～5と認定された方)

〔在宅サービス〕・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導
 ・通所介護(デイサービス/日帰り)・通所リハビリテーション(デイケア)
 ・短期入所生活介護(ショートステイ)・短期入所療養介護(医療型ショートステイ)
 ・福祉用具貸与・特定福祉用具購入・住宅改修費支給・特定施設入所者生活介護 など

〔施設サービス〕・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設
 ・介護療養型医療施設(療養病床等)

- 介護予防サービス(対象:要支援1・2と認定された方)

- 地域支援事業による介護予防事業

【他制度との調整】

障害者総合支援法に基づく介護給付、訓練等給付、補装具の給付、地域生活支援事業による日常生活用具の給付等のサービスを利用する場合に、介護保険による同等のサービスが利用できる方は、原則として介護保険制度によるサービス利用が優先します。詳しくは窓口へご相談ください。

【窓口】介護保険課・障害福祉課

19 職業

求職に関しての窓口は主にこちらになります。

ハローワーク成田(公共職業安定所)

電話 0476-27-8609 FAX 0476-27-1532

成田市加良部3-4-2

※毎週金曜日午前10時～12時 手話協力員あり

○精神障害雇用トータルサポーター

※月・火・金 午前9時～午後5時

❖ 職業安定所求職登録

【対象】身体障害者、知的障害者、精神障害回復者

【内容】ケースワーク方式による職業指導及び求職者の能力に適合する職業を選択し、紹介します。

【窓口】ハローワーク成田(公共職業安定所) 成田市加良部3-4-2

電話 0476-27-8609 FAX 0476-27-1532

❖ 障害者トライアル雇用

【内容】約3～6か月間の試行雇用を通じて、企業との間で相互理解を深め、お互いの不安を解消することで、障害のある方の継続雇用をめざす制度です。

【対象】障害があり、以下の①から④のいずれかに当てはまる方

- ① これまでに働いたことのない職業に挑戦してみたい方
- ② 離転職を繰り返し、長く働き続けられる職場を探している方
- ③ 働いていない期間がしばらくあったが、再び就職しようと考えている方
- ④ 重度身体障害者、重度知的障害、精神障害のうちいずれかのある方
(④の方は、①～③の要件に関わらず、障害者トライアル雇用の対象になります。)

【窓口】ハローワーク成田 成田市加良部3-4-2

電話 0476-27-8609 FAX 0476-27-1532

❖ 千葉障害者就業支援キャリアセンター

【対象】身体障害者、知的障害者、精神障害者

【内容】・就職相談、職業的能力の相談評価、準備訓練等を実施。

・事業所に対する障害者の受け入れ指導を行っています。

【所在地】千葉市美浜区新港43 電話 204-2385 FAX 246-7911

❖ 千葉県立障害者高等技術専門学校

【対象】障害の症状が固定し、日常生活に他人の介護を必要とせず、就労の意志を有し、職業訓練に耐えることができる身体障害者及び知的障害者。

【内容】適切な職業の場を得るために必要とされる職業訓練の実施。授業料無料で、身体障害者用の寄宿舎有。

【所在地】千葉市緑区大金沢町470 電話 291-7744 FAX 291-7745

【窓口】ハローワーク成田

❖ 千葉障害者職業センター

【対象】身体障害者、知的障害者、精神障害者

【内容】・就職相談、職業的能力の相談評価、準備訓練等を実施。

・事業所に対する障害者の受け入れ指導を行っています。

【所在地】千葉市美浜区幸町1-1-3 電話 204-2080 FAX 204-2083

◎ジョブコーチ(職場適応援助者)事業

障害者が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて直接支援します。

障害者自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案します。

【窓口】千葉障害者職業センター

❖ 国立職業リハビリテーションセンター

【対象】身体障害者・知的障害者

【内容】職業的自立のために、必要な訓練、職業指導、就職援助を行っています。

機械技術科、インテリアデザイン科、情報技術科、職業実務科などがあります。

【所在地】〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2

◎入所希望 電話 04-2995-1712 FAX 04-2995-1277

◎一般見学 電話 04-2995-1029 FAX 04-2995-1052

ホームページアドレス <http://www.nvr.cd.ac.jp>

【問い合わせ】障害福祉課

❖ 知的障害者の職親委託

【対象】千葉県中央障害者相談センターの判定の結果、職親委託が適当と判定された知的障害者

【内容】知的障害者の更生援護に熱意のある事業経営者を登録し、知的障害者を預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用促進を図っています。

【窓口】障害福祉課

障害者のための就職情報サイト

◎「ウェブ・サーナ」

【運営会社】(株)イフ 電話 03-5725-3188(代表)

【企画】イフ総合研究所 電話 0120-372-150

ホームページアドレス <https://www.web-sana.com/>

◎「クローバーナビ」

【運営会社】(株)ジェイ・ブロード 電話 03-5537-3225(代表)

ホームページアドレス <https://www.clover-navi.com/>

20 成年後見・権利擁護

❖ 成年後見制度

【内容】 認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって、物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守る援助者(成年後見人)を選任することにより、その方を法律的に支援する制度

区 分	状態	援 助 者	
後 見	判断能力が欠けているのが通常状態	後見人	監督人を選任することがあります。
保 佐	判断能力が著しく不十分	保佐人	
補 助	判断能力が不十分	補助人	
任 意 後 見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

※援助者は、必要に応じて、複数の人や法人を選任することもあります。

【窓口】 佐倉市成年後見支援センター 電話 484-1288 (佐倉市社会福祉協議会内)

❖ 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

【内容】 高齢者や障害者等の判断能力に不安がある方が、安心して地域で生活を送れるために必要な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を契約により行います。

【窓口】 (福)佐倉市社会福祉協議会 電話 484-0698 FAX 486-2518

【実施主体】 (福)千葉県社会福祉協議会(千葉県後見支援センター)

電話 204-6012 FAX 204-6013

千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター2F

❖ 佐倉市成年後見支援センター

【内容】 成年後見制度に関する相談、専門家によるアドバイス、市民後見人の養成、広報啓発等

【窓口】 (福)佐倉市社会福祉協議会 電話 484-1288 FAX 486-2518

❖ 障害者虐待防止センター

【内容】 障害者の虐待や養護者の支援に関する相談等

【窓口】 佐倉市障害福祉課 佐倉市海隣寺町97 電話 484-6173 FAX 484-1742



(1) 心身に障害をもつお子さんのために次の学校教育機関が設けられています。

通級指導教室 … 佐倉市には、難聴・言語障害の教室があります。

特別支援学級 … 佐倉市には、知的障害・情緒障害の学級があります。

特別支援学校 … 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱虚弱の障害種別毎に設置されています。

訪問教育 … 障害の状態により、学校への通学が困難な児童生徒に対して、教員が家庭や病院を訪問して教育を行います。

(2) 佐倉市内の通級指導教室・特別支援学級

設置校については、佐倉市教育委員会学務課へお問い合わせください。

(3) 特別支援学校

県内には、公立の特別支援学校などがありますが、佐倉市を通学区域とする学校は以下のとおりです。通学の便や入院・施設入所等の事情により、区域を越えて就学することが可能な場合もあります。

対 象	学 校 名	学 部	送迎バス	住 所	電話番号
視覚障害	千葉盲学校	幼小中高 専攻科	有	四街道市大日 468-1	043-422-0231
聴覚障害	千葉聾学校	幼小中高 専攻科	有	千葉市緑区鎌取町 65-1	043-291-1371
	筑波大学付属 聴覚特別支援学校	幼小中高 専攻科	有	市川市国府台 2-2-1	047-371-4135
知的障害	印旛特別支援学校	小中高	有	印西市平賀 1160-2	0476-98-2200
	印旛特別支援学校 さくら分校	高	無	佐倉市太田 1956	043-486-3781
	特別支援学校 流山高等学園	高	無	流山市野々下 2-496-1	04-7148-0200
	千葉大学教育学部付 属特別支援学校	小中高	有	千葉市稲毛区長沼原町 312	043-258-1111
肢体不自由	桜ヶ丘特別支援学校	小中高	有	千葉市若葉区加曽利町 1538	043-231-1449
	袖ヶ浦特別支援学校	小中高	有	千葉市緑区誉田町 1-45-1	043-291-6922
病弱虚弱	四街道特別支援学校	小中高	無	四街道市鹿渡 934-45	043-422-2609
	仁戸名特別支援学校	小中高	無	千葉市中央区仁戸名町 673	043-264-5400

(4)その他

「特殊教育就学奨励費補助金」事業により、交通費等の経費を補助する制度があります。詳しくは学校又は教育委員会学務課へお問い合わせください。

教育に関する相談は下記でも受け付けています。

●千葉県総合教育センター 特別支援教育部

特殊教育に関する調査研究及び特殊教育関係職員の研修の他、障害のある子供の相談事業を行っています。

電話 207-6023 メール sosetokusi@chiba-c.ed.jp 千葉市稲毛区小仲台5-10-2

●千葉県子どもと親のサポートセンター

電話 0120-415-446

22 選挙

代理投票

【対象】身体が不自由なために字が書けない者

【手続】投票所にて、係員に申し出てください。

【窓口】投票所

点字投票

【対象】視覚障害者

【手続】投票所にて、係員に申し出てください。点字で投票用紙へ記載できます。

【窓口】投票所

郵便による投票

【対象】両下肢・体幹・移動機能障害1・2級、内部障害1・3級、要介護5の方

【手続】事前に郵便等投票証明書を下記選挙管理委員会事務局へ申請してください。

【窓口】佐倉市選挙管理委員会事務局 電話 484-6179

23 結婚相談

【対象】身体障害者

【内容】結婚に関する各種相談

【窓口】(福)千葉県身体障害者福祉協会

電話245-1746 FAX245-1578

24 緊急・災害

❖ 緊急通報登録

【対象】障害者または一人暮らしの高齢者

【内容】119番通報時に住所、氏名、用件を伝えられないおそれのある場合に、自宅固定電話から119番をダイヤルすると消防署で発信地(自宅所在地)を確認し、消防車と救急車が同時に緊急出動します。

＊事前に登録申請が必要です。本人の状況、緊急連絡先等を登録することができます。

＊携帯電話からは利用できません。

＊NTT 自宅固定電話回線以外の方は事前に消防組合指揮指令課へお問合わせください。

＊登録した緊急連絡先等に変更がある場合は、変更の届出をお願いします。

【窓口】佐倉市八街市酒々井町消防組合指揮指令課 電話 043-481-0119 FAX 485-2310

❖ 緊急通報装置の設置

【対象】一人暮らしの重度身体障害者および65歳以上の高齢者

【内容】一人暮らしの障害者等宅に、緊急通報装置を設置し、疾病・災害等の緊急時に装置本体等のボタンを押すことにより、通報先である「受信センター」に通報されます。

【窓口】高齢者福祉課

❖ 「佐倉市からのお知らせ」のメール配信

佐倉市では、下記のような市からのお知らせを携帯電話等にメール配信しています。

メール配信希望者はあらかじめ登録をする必要があります。＊通信料は利用者負担になります。

(メール配信内容)

地震情報、気象情報、避難情報、火災情報、行方不明者の検索情報、ライフライン情報、その他行政情報等

＊メール配信登録方法については、危機管理課、障害福祉課等へお問合わせください。

佐倉市ホームページ(危機管理課ページ)にも掲載されています。

❖ 腕章等の配布

【対象】聴覚障害または音声・言語障害の方

【内容】緊急時や災害時に周囲の方の協力が得られるように、聴覚障害・言語障害の方のために、腕章とワッペンを配布しています。

【窓口】障害福祉課

❖ 災害速報24時

佐倉市八街市酒々井町消防組合では、管内で発生した災害情報を、電話による音声情報案内と併せて消防本部のホームページ「災害速報24時」にリアルタイムで24時間災害情報を配信しています。

消防組合ホームページ <http://www.119-sys.jp>

携帯電話用 <http://www.119-sys.jp/i-mode/index.html>

❖ FAX119番

聴覚や音声・言語機能に障害のある方がFAXで119番通報できます。

- ① あらかじめ「FAX119番通報用紙」に住所、氏名、FAX番号、かかりつけの病院等を記入しておく。
- ② 緊急時に火事・救急等を記入のうえ「119」をダイヤルし、通報用紙をFAX送信する。(送信時は用紙の表・裏に注意してください)
- ③ ちば消防共同指令センターで受信すると返信FAXが届きますので、そのまま救急車(消防車)の到着を待ちます。

※通報用紙は佐倉市八街市酒々井町消防組合のホームページからダウンロードできます。

❖ NET119緊急通報システム

聴覚や音声・言語機能等に障害のある方がスマートフォン等を利用し、消防へ通報を行えるシステムです。
事前登録が必要です。

【窓口】佐倉市八街市酒々井町消防組合 指揮指令課 FAX 043-485-2310 電話 043-481-0119

❖ メール119番

聴覚や音声・言語機能に障害のある方が、携帯電話やパソコンのEメールで119番通報ができます。詳しくは、佐倉市八街市酒々井町消防組合本部の消防署及び分署、出張所で配付している「利用案内書」をご覧ください。

利用案内書は、ホームページからダウンロードもできます。

【申し込み方法】 所定の「申込書」で事前登録が必要です。

「利用案内書」に詳しい説明があります。記入して、郵送、FAXするか、最寄りの消防署及び分署、出張所持参してください。申込み数日後、ちば消防共同指令センターから「登録完了」のメールがきます。利用案内書の手順に従って、テストメールをしてください。

【窓口】佐倉市八街市酒々井町消防組合 指揮指令課 FAX 043-485-2310 電話 043-481-0119

❖ FAX110番

事件・事故の内容、発生時刻、発生現場の場所、被害の状況、通報者の名前・住所・FAX番号を用紙に記入し、下記へFAXで110番通報することができます。(既定の送信用紙もあります)

送信先:千葉県警察本部通信指令課 聴覚等障害者用 FAX 0120-110-294

❖ メール110番

下記110番通報用アドレスへアクセスしてください。必要事項を入力して送信してください。

*110番通報用アドレス <http://chiba110.jp>

注意:通信料金がかかります。千葉県内で発生した事件・事故の場合に利用してください

あらかじめ上記アドレスをブックマーク登録しておくと便利です。

(お問合わせ)千葉県警察本部 通信指令課 電話 227-9131

25 ボランティア

❖ 障害者支援ボランティアの養成

内 容	お問い合わせ
点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成	視覚障害者総合支援センターちば 四街道市四街道1-9-3 電話424-2501
ガイドヘルパー・盲ろう者通訳の養成	
手話奉仕員(通訳者)の養成講座等	千葉県聴覚障害者センター 電話308-6372 FAX308-5562
要約筆記奉仕員の養成講座等	
障害者スポーツ指導者の養成講座等	千葉県障がい者スポーツ協会 電話253-6111 FAX253-9389

❖ 社会福祉協議会ボランティアセンター

【内容】 ボランティア活動志望者にボランティア募集の情報や登録ボランティア団体の案内を行うとともに、ボランティアを必要としている人・団体に登録ボランティアを紹介しています。また、講座、講演会の開催、ボランティア連絡協議会の設置により、ボランティア活動を支援しています。

【窓口】 佐倉市社会福祉協議会ボランティアセンター 電話484-6197 FAX486-2518

❖ 千葉県福祉人材センター

【事業内容】 福祉の仕事がしたい方、人材を探している福祉施設に対して、福祉人材バンク事業、人材確保、相談事業、福祉職場合同説明会、講習会(福祉施設就労入門講座)開催事業を実施することにより情報提供等を行う。

【所在地等】 電話441-6301/441-6307 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター3F

26 相談窓口

相談窓口

対 象	窓 口
身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)等	佐倉市障害福祉課 電話 484-4164 FAX 484-1742
身体障害者、知的障害者更生相談	千葉県中央障害者相談センター 電話 291-6872 FAX 291-8488
知的・身体障害児相談	千葉県印旛児童相談所 電話 0476-94-7500 FAX 0476-46-8020
精神障害者	千葉県精神保健福祉センター 電話 307-8439 FAX 307-5891
身体障害者(児) 知的障害者(児) 精神障害者(児)	佐倉市指定相談支援事業所「アシスト」 (福)愛光 電話 484-6392 FAX 484-6492 佐倉市大篠塚1587
	佐倉市指定相談支援事業所「レインボー」 (福)千手会 電話 463-1128 FAX 463-1900 佐倉市青菅1051
	佐倉市指定相談支援事業所「きらり」 (福)えのき会 電話 488-3666 FAX 488-0554 佐倉市上志津1340-3
	佐倉市指定相談支援事業所「こもれびさくら」 (福)生活クラブ 電話 462-5772 FAX 460-9045 佐倉市王子台4-28-12 2階
	佐倉市指定相談支援事業所「かけはし」 (福)愛光 電話 497-2783 FAX 497-2784 佐倉市宮前 2-13-1 よもぎの園2階
こども、障害者、高齢者など	千葉県中核地域生活支援センター(印旛圏域)「すけっと」 電話 308-6325 FAX 460-9045 佐倉市王子台4-28-12 2階

内容別相談窓口

名 称	内容・実施日時等	実施機関・問い合わせ
障害者虐待防止センター	【日時】 平日 8:30~17:15 【内容】 障害者虐待にかかわる通報、支援等の相談 ※土・日、祝日、年末年始(12/29~1/3)、対応時間外については、代表番号(043-484-1111)へ連絡してください。	佐倉市障害福祉課 TEL 484-6173 (平日) TEL 484-1111 (土日・祝) FAX 484-1742
障害者人権110番	◎一般相談 【窓口】 月~金曜日 10:00~16:00 ※電話又は来所により相談受付 ※相談時間以外でも留守番電話、携帯電話、FAXにより相談受付(名前と電話番号をお知らせください。) ◎法律相談 【日時】 第1火曜日 13:00~15:00 ※要予約	千葉県手をつなぐ育成会 TEL 246-2181 FAX 242-6494 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター3F

名 称	内容・実施日時等	実施機関・問い合わせ
視覚障害者相談	【日時】 毎週水曜日 10:00～16:00 ※ただし、祝祭日はお休み ※来室相談、電話相談(相談専用電話 TEL421-6910) ※その他の日は相談予約のみ	(社)千葉県視覚障害者福祉協会 TEL421-5199 四街道市鹿渡 968-9 tisikyo@syd.odn.ne.jp
聴覚障害者相談	・聴覚障害者及びその関係者対象 【日時】 毎日9時～17時30分 【内容】 聴覚障害者の生活全般に関する問題について相談を受付 ※電話及び面接による相談。場合により訪問相談を受付。 (水曜日・祝祭日は休館日ですが予約があれば相談可)	(福)千葉県聴覚障害者協会 TEL308-6372 FAX 308-5562 千葉市中央区神明町 204-12 千葉聴覚障害者センター内
	(無料法律相談コーナー) ・千葉県在住・在勤の聴覚障害者又はその紹介のある方 (健聴者でも可)対象 【内容】 予約制で月1回1人あたり45分間法律相談を受付	
ことばと発達の相談室	【場所】 佐倉市健康管理センター内ことばと発達の相談室 【日時】 月～金曜日 8:30～17:15 【内容】 お子さんの聞こえ、言葉、発達に関することについて言語聴覚士が相談に応じます。 ※電話予約の上、直接会場へ ※電話での相談可	佐倉市健康推進課 ことばと発達の相談室 TEL 485-6712 FAX 485-6714
自閉症 発達障害相談	・県内在住の自閉症の方、発達障害の方とその家族及び関係者対象 【日時】 月曜日～土曜日 9:00～17:00 【内容】 電話相談の他、外来相談、巡回相談があります。 ※相談支援の他に「発達支援」「就労支援」あり。まずは電話にてご相談ください。	千葉県発達障害者支援センターCAS 千葉市中央区亥鼻2-9-3 TEL 227-8557 FAX 227-8559
精神保健福祉相談	精神科医師による相談(予約制) 【日時】 毎月第3月曜日 14:30～16:30 第4火曜日・第1木曜日・第4金曜日 14:00～16:00	印旛健康福祉センター (印旛保健所) TEL 483-1136 FAX 486-2777
千葉いのちの電話	【日時】 毎日(365日) 24時間 【内容】 精神的な悩みについての相談	(社)千葉いのちの電話 TEL 227-3900
心の電話相談	【日時】 月曜日～金曜日9:00～18:30 (来所相談は予約制)	千葉県 精神保健福祉センター TEL 263-3893
HIV抗体検査 (無料) エイズ相談	【会場】 印旛健康福祉センター 【検査日時】 毎月第2火曜日 ※検査日時については電話で確認してください。 ※エイズに関する相談は随時受付	印旛健康福祉センター (印旛保健所) TEL 483-1135
エイズ電話相談	【日時】 月～金曜日 9:00～17:00	千葉県疾病対策課 TEL 223-2691

名 称	内容・実施日時等	実施機関・問い合わせ
エイズ電話相談	【日時】月～金曜日 10:00～13:00、14:00～17:00 【相談専用フリーダイヤル】0120-177-812	(財)エイズ予防財団
JFAPエイズサポートライン	【内容】24時間電話自動応答システム TEL 03-5940-2127 ※8カ国語対応(日本語、英語、スペイン、ポルトガル、タイ、中国、韓国、朝鮮、タガログ)	TEL 03-5259-1811 FAX 03-5259-1812
介護生活相談	【会場】社会福祉センター2F相談室 【日時】月～金曜日 8:30～17:00 ※当日直接会場へ	佐倉市社会福祉協議会 TEL 043-484-6197 FAX 043-486-2518
千葉県難病相談・支援センター事業	【内容】難病患者及びその家族等の療養上、日常生活上での悩みや不安についての相談・支援、地域交流活動の支援 【日時】月～金曜日 9:00～16:00(※電話で要予約)	印旛山武地域難病相談・支援センター成田赤十字病院 TEL 0476-22-2311 (内線7503) 成田市飯田町90-1
高齢者の相談等	千葉県高齢者総合相談センター 千葉市中央区中央4-13-28 新都市ビル 電話 227-0110	
法律相談等	日本司法支援センター 法テラス千葉 千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(キバル)2階 電話 050-3383-5381	
地域包括支援センター	高齢者のなんでも相談窓口 【日時】日曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30(土・祝・年末年始は休所) ●志津北部地域包括支援センター TEL462-9531 ●志津南部地域包括支援センター TEL460-7700 ●臼井・千代田地域包括支援センター TEL488-3731 ●佐倉地域包括支援センター TEL488-5151 ●南部地域包括支援センター TEL483-5520	
障害者差別相談	障害を理由にした差別の相談 印旛圏域相談専用電話 (印旛健康福祉センター内) 電話 486-5991 FAX 486-2777	千葉県障害者福祉推進課 (条例相談窓口) TEL 223-1020 FAX 221-3977

身体・知的障害者相談員等

区 分	氏 名	相談可能な時間帯	電話・FAX
身体障害者 相談員 (※1)	大久保 和夫	午前 10 時～午後 7 時	090-1434-2713
	秋山 好子	午前 10 時～午後 5 時	FAX 043-461-4086
知的障害者 相談員 (※2)	久保田 幸子	平日:午前 8 時～午後 6 時	043-489-8780
	黒田 桂子	平日:午前 10 時～午後 3 時	043-489-0873
	平野 弘美	平日:午前 9 時～午後 5 時	FAX 043-487-4257
民生委員 (児童委員) (※3)	・民生委員は、地域社会の福祉増進を図るため、各種の相談や助言等を行っています。 ・また、民生委員は、児童委員を兼ねており、児童福祉の仕事に協力しています。 ※お住まいの地区の担当民生委員(児童委員)については、社会福祉課(484-6135)へお問い合わせください。		

(※1)身体障害者福祉法に基づき、佐倉市が委託。

(※2)知的障害者福祉法に基づき、佐倉市が委託。

(※3)民生委員法に基づく、厚生労働大臣が委嘱。

27 福祉団体・関係機関

佐倉市福祉団体

名 称	代 表 者	電話・FAX
身体障がい者の会	休会中	
佐倉市視覚障害者会	休会中	
ろう者協会	西尾 純子	487-2632
手をつなぐ育成会	黒田 聡	489-0873
精神障害者家族会「かぶらぎ会」	大賀 四郎	090-4755-3682

その他の関係機関等

名 称	主な事業内容	所在地	電話・FAX
(福)千葉県身体障害者福祉協会	・団体育成及び連絡調整 ・結婚相談、キャンプ訓練等	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	電話 245-1746 FAX 245-1578
(社)千葉県視覚障害者福祉協会	団体育成と連絡調整、生活訓練事業・各種教養講座の実施	四街道市四街道1-9-3	電話 421-5199
千葉点字図書館 (千葉点字出版所含む)	視覚障害者のための点字図書及びテープ図書の制作及び無料貸出等、一般の点字印刷物の注文受付	四街道市四街道1-9-3 視覚障害者総合支援センターちば	電話 424-2588 FAX 421-5179
(福)千葉県聴覚障害者協会	・団体の連絡調整及び指導 ・聴覚障害者の調査研究、啓蒙普及 ・手話通訳者、要約筆記奉仕員の養成や派遣事業	千葉市中央区中央神明町204-12 千葉聴覚障害者センター内	電話 308-6373 FAX 308-5562
NPO千葉県中途失聴者・難聴者協会 (印旛・香取事務所)	・定例会、懇談会の開催 ・「中途失聴・難聴者のための手話学習会」の開催 ・機関誌の発行 ・要約筆記者の養成、普及	佐倉市中志津7-17-17	FAX 461-6533
千葉県肢体不自由児協会	・在宅の肢体不自由児に対するバギー、車いす、訓練いすの貸与 ・ボランティアの派遣 ・体験活動 ・療育相談	千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内	電話 245-1732
(財)日本盲導犬協会	・盲導犬訓練、貸与普及 ・盲導犬に対する啓発活動 ・盲導犬同伴可ステッカー配布	渋谷区神泉町21-3-3F	03-5452-1266 FAX 03-5452-1267
京葉喉友会	発声講習会の実施、啓蒙活動 ※声帯がなくても食道発声可能	流山市加 1-5-1 サウスコート 1-312	電話 04-7159-2163 (FAX 兼用)

千葉県失語症友の会	・失語症者への言語相談・指導及び失語症者同志の交流 ・失語症者の医療・福祉の向上活動 ・機関誌等による広報活動	千葉県緑区誉田町 1-45-2 千葉リハビリテーションセンター内	電話 291-1831 FAX 291-1857
(社)全国脊髄損傷者連合会千葉県支部	・ピアサポート活動 ・スポーツ・医療セミナー等の開催 ・福祉情報の提供	千葉県千葉市美浜区幸町 1-1-1 シーブレス 921 露崎方	電話 090-1846-1058 (露崎支部長携帯)
(社)日本リウマチ友の会千葉支部	医療講演会・療養相談会・懇親会の実施、情報提供(専門医・専門書・自助具)及び支部報の発行	千葉縣市原市姉崎 1825-26 西井方	電話 0436-62-0982
千葉県筋ジストロフィー協会	・療育キャンプ、療育相談の実施 ・全国大会、研修会への参加 ・会報の配布	—	電話 03-6907-3521
全国心臓病の子供を守る会千葉県支部	・会員同志の話しあい、助けあい ・クリスマス会、サマーキャンプ、交流会等の開催 ・講演会、医療相談会等の実施及び機関誌の発行		電話 03-5958-8070 FAX 03-5958-0508
NPO千葉県腎臓病協議会	・相談会、講演会、総会、幹事会の開催及び会報の発行 ・街頭キャンペーン等による啓発活動(臓器移植)	千葉市中央区東千葉2-6-1-407	電話 256-4661 FAX 285-4730 ※受付 10～16 時
(社)日本自閉症協会	・自閉症児・者の療育相談及び啓発活動 ・研修会の開催及び関係機関との連携協力 ・会報の発行	千葉市中央区亥鼻2-9-3	電話 227-8565
(社)日本てんかん協会 千葉県支部	・講演会の実施(講演会での医師による個別相談有) ・キャンプ等を通じての交流 ・専門病院の紹介	市川市国分 5-6-25 永島方	電話 047-701-5551 FAX : 047-373-1369
(社)日本オストミー協会 千葉県支部	・社会適応訓練実施、器具の改良研究、情報交換 ・婦人部相談会・集いの実施 ・オストメイト対応トイレの要望活動	千葉市中央区千葉港4-3千葉 県社会福祉センター内	電話 043-309-7571 ※受付は月・水・金 10～16 時
千葉県重症心身障害児(者)を守る会	・リハビリ相談会、在宅巡回療育相談、電話相談の実施 ・ワークホーム「さいわい」等の運営	千葉市美浜区稲毛海岸 2-3-1 ワークホーム「さいわい」内	電話 242-1230 (FAX 兼用) 月～金曜日 9～17:30 時
摂食障害家族の会 「ポコ・ア・ポコ」	摂食障害の子を持つ親の会。毎月第3月曜日は独立行政法人国府台病院で、第4日曜日は茶房「つむぎ」で家族会開催	千葉市若葉区都賀 5-2-11 アルファ都賀1F 茶房 つむぎ内	電話 080-3699-6102 FAX 043-234-6102

行政機関等

名 称	主 な 事 業 内 容	所在地	電話・FAX
佐倉市障害福祉課	身体・知的・精神障害者(児)の福祉サービスや相談業務	佐倉市海隣寺町 97	043-484-4164 FAX 043-484-1742
千葉県 障害者福祉推進課	身体・知的・精神障害者(児)の福祉に関する業務	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2338 FAX 043-221-3977
千葉県 障害福祉事業課	障害のある人への差別解消・理解促進や障害福祉の施策に関する業務等	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-3981 FAX 043-222-4133
千葉県中央障害者 相談センター	身体障害者・知的障害者更生相談、判定業務等	千葉市緑区誉田町 1-45-2	043-291-6872 FAX 043-291-8488
千葉県千葉リハビリ テーションセンター	身体障害者(児)の医学的、社会的及び職業的リハビリテーション等	千葉市緑区誉田町 1-45-2	043-291-1831 FAX 043-291-1857
千葉県 印旛児童相談所	知的障害児の判定、障害児の施設入所相談等	印西市牧の原 6-2-3	0476-94-7500 FAX 0476-46-8020
千葉県精神保健福祉 センター	・精神保健福祉相談等 ・社会復帰促進に関する事業 ・薬物依存問題に関する相談 ・在宅対象のデイケア ・家族会、ボランティア等組織育成	千葉市美浜区豊砂 6-1	043-307-8439 FAX 043-307-5891
千葉県総合救急災害 医療センター	・救急医療・入院 ・精神科外来・入院 ・精神科電話相談等	千葉市美浜区豊砂 6-1	043-239-3333
印旛健康福祉センタ ー(印旛保健所)	・健康相談、検査 ・療育相談 ・精神保健福祉相談、デイケア ・特定疾患(難病)医療等	佐倉市鎗木仲田町 8-1	043-483-1133 FAX 043-486-2777
独立行政法人 自動車事故対策機構 千葉支所	自動車事故被害者対象の生活資金、育英資金の貸付や、重度後遺障害者介護料の支給	千葉市美浜区中瀬 2-6	043-350-1730 FAX 043-350-1731
※下記の附属施設有 自動車事故対策機構附属千葉療護センター 千葉市美浜区磯辺 3-30-1 電話 043-277-0061 FAX 043-277-2259			

28 関係機関 FAX 番号

名 称	FAX番号	名 称	FAX番号
佐倉市役所		佐倉市四街道市酒々井町葬祭組合	486-2304
福祉部	486-2503	千葉県障害福祉課	222-4133
障害福祉課	484-1742	印旛健康福祉センター (印旛保健所)	486-2777
高齢者福祉課	486-2503	千葉県印旛児童相談所	0476-46-8020
総務部	486-2500	千葉県障害者相談センター	291-8488
税務部	486-5444	千葉県千葉ハビテーションセンター	291-1857
市民部(市民課・保険年金課)	486-2507	成田税務署	0476-26-7142
市民部	486-2502	ハローワーク成田	0476-27-1532
環境部	486-2504	千葉県聴覚障害者協会	308-5562
土木部	486-2505	千葉県身体障害者福祉協会	245-1578
都市部	486-2506	佐倉市休日夜間急病診療所	485-6714
水道部	485-1194	聖隷佐倉市民病院	486-8696
産業振興部	484-5061	東邦大学医療センター佐倉病院	462-8820
健康こども部	486-2118	千葉県自動車税事務所	243-2555
佐倉市健康管理センター	485-6714	千葉運輸支局	244-0760
西部保健センター	463-4183	NHK千葉放送局	203-0763
佐倉市教育委員会(教育総務課)	486-2501		
(福)佐倉市社会福祉協議会	486-2518		
消防署			
佐倉市八街市酒々井町消防組合	484-2502		
指令室(緊急時通報先)	119		
千葉県警察本部(緊急時通報先)	0120-110294		
佐倉郵便局	486-5927		

(身体障害者手帳障害程度等級表) (太線より上は第1種を、下は第2種を表す)

	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの			
2級	① 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ② 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③ 周辺視野角度(Ⅰ/四視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両目中心視野角度(Ⅰ/二視標による。以下同じ。)が28度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)		
3級	① 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) ② 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③ 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	① 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) ② 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③ 両眼開放視認点数が70点以下のもの	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話言葉を理解し得ないもの) ②両耳による普通話語の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5級	① 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ② 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ③ 両眼中心視野角度が56度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ⑤ 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) ②一側耳の聴力レベルが90デシベル以上他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		
備考	1同一の等級について二つの重複する障害がある場合は1級うえの級とする。ただし二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とする 2肢体不自由においては7級に該当する障害が2以上重複する場合は6級とする※ 3異なる等級については2以上の重複する障害がある場合については障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる 4「指を欠くもの」とはおや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう 5「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については対抗運動障害を含むものとする 6上肢又は下肢欠損の断端の長さは実用長(上腕においては腋窩より大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう 7下肢の長さは前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう			

(身体障害者手帳障害程度等級表) (太線より上は第1種を、下は第2種を表す)

	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	①両上肢の機能の著しい障害 ②両上肢のすべての指を欠くもの	①両下肢の機能の著しい障害 ②両下腿を下腿の2分の1以上で欠くもの	①体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障害により立ち上がるのが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
	③一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④一上肢の機能を全廃したもの				
3級	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③一上肢の機能の著しい障害 ④一上肢のすべての指を欠くもの ⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショパール関節以上で欠くもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
		②一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③一下肢の機能を全廃したもの			
4級	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ④一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④一下肢の機能の著しい障害 ⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	①両上肢のおや指の機能の著しい障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ③一上肢のおや指を欠くもの ④一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	①一上肢のおや指の機能の著しい障害 ②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級※	①一上肢の機能の軽度の障害 ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ③一上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ⑤一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ②一下肢の機能の軽度の障害 ③一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ④一下肢のすべての指を欠くもの ⑤一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

※ 7級相当の障害は1つだけでは身体障害者手帳の交付対象とはなりませんのでご注意ください。

※ 1～3級と4級のうち下線の障害該当者は65歳で後期高齢者の受給資格を申請可能です。

(身体障害者手帳障害程度等級表) (太線より上は第1種を、下は第2種を表す)

内部障害							
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	心臓の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されているものを除く)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4級	心臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

～ご存知ですか?「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」～

ヘルプマーク

援助を必要としている障害のある方などが身に付け、
周囲の人に支援や配慮を必要としていることを知らせるマークです。

ヘルプカード

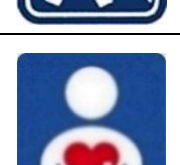
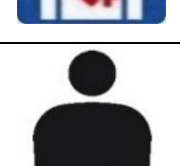
必要な配慮の内容や緊急連絡先などの詳細な情報が記載できるため、
具体的な援助が得やすくなるカードです。

【配布窓口】障害福祉課



障害者に関するマークの一例

障害のある方に配慮した施設であることや、それぞれの障害についてわかりやすく表示するため、国際的に定められたものや、各障害者団体が独自に提唱したいろいろなシンボルマークがあります。

	◆障害者のための国際シンボルマーク 国際リハビリテーション協会により定められた、障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。
	◆ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発マークです。「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」などを受け入れる施設や店舗などで使用されています。
	◆耳マーク 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
	◆聴覚障害者のための国際シンボルマーク 世界ろう連盟(WFD)が定めた国際シンボルマークです。 聴覚障害者が通訳などサービスを受けられる場所などで使われます。
	◆視覚障害者の国際シンボルマーク 世界盲人連合(WBU)が定めた国際シンボルマークです。 視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などに付けられており、信号機や国際点字郵便物、書籍・印刷物などに使用されています。
	◆ハート・プラスマーク 「身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある人」を表しています。 特定非営利活動法人ハート・プラスの会
	◆オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を造設している障害者(オストメイト)のための設備があること及びオストメイトであることを表すマークです。 オストメイト対応のトイレの入り口などに表示されています。
	◆身体障害者標識(身体障害者マーク) 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです(マークの表示については努力義務)。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った者は、道路交通法の規定により罰せられます。
	◆聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク) 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです(マークの表示については義務)。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った者は、道路交通法の規定により罰せられます。

発 行 ・ 編 集 佐倉市福祉部障害福祉課

発 行 年 月 令和8年9月